

# 人事委員会年報

平成25年度  
(平成26年4月1日現在)

岩手県人事委員会

# 目 次

第1	人事委員会		
1	人事委員	.....	1
2	委員会活動	.....	1
3	人事委員会会議		
(1)	年間開催状況	.....	2
(2)	審議事項	.....	3
4	条例案等に対する意見	.....	10
5	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	.....	12
6	委員会の調査活動	.....	17
第2	事務局		
1	事務局		
(1)	組 織	.....	18
(2)	事務分掌	.....	18
(3)	事務局職員の配置	.....	19
(4)	事務局職員一覧表	.....	20
(5)	予 算	.....	21
(6)	主な行事・業務の状況	.....	22
(7)	諸会議等	.....	25
2	任用関係事務		
(1)	概況	.....	29
(2)	職員採用試験の実施状況	.....	30
(3)	警察官昇任試験の実施状況	.....	36
(4)	選考による採用、昇任及び転任	.....	37
3	給与関係事務		
(1)	平成25年の給与等の報告	.....	40
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	.....	46
(3)	職員の状況	.....	47
4	分限及び懲戒		
(1)	分限処分の状況	.....	53
(2)	懲戒処分の状況	.....	53
5	審査関係事務		
(1)	公平審査関係	.....	55
(2)	職員苦情相談	.....	57
(3)	職員団体関係	.....	58
(4)	労働基準監督関係	.....	58
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	.....	60
6	参考資料		
(1)	初任給基準表	.....	61
(2)	級別職務区分表	.....	63
(3)	給料の特別調整額	.....	88
(4)	職員の昇格実施基準	.....	96
(5)	管理職員等の範囲	.....	97
(6)	登録職員団体一覧	.....	109
(7)	号別区分表	.....	110
(8)	市町村等公平事務委託状況一覧	.....	111

# 人 事 委 員 会

# 第1 人事委員会

## 1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

職名	氏名	委員就任期間	備考
委員長	熊谷 隆司	平成 24.10.12～平成 26.7.18 (前委員長残任期間)	弁護士 委員長就任 平成 24.10.12
委員	伊藤 方子	平成 19.7.3～平成 23.7.2 平成 23.7.3～平成 27.7.2	(元)銀行員 (元)団体職員 (雇用管理アドバイザー)
委員	飛澤 重嘉	平成 21.7.17～平成 25.7.16 平成 25.7.17～平成 29.7.16	(元)岩手県理事

## 2 委員会活動

人事委員会の会議は、定例会 23 回、臨時会 11 回の計 34 回開催して 179 案件について審議を行った。なお、条例案に対する意見についての回答は 3 件であった。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官 A (男性・女性)、警察官 B (男性・女性) 採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。また、昨年度に引き続き任期付職員採用試験を実施した。

受験者数はⅠ種、Ⅱ種及びⅢ種が前年度を上回り、警察官 A (男性・女性)、警察官 B (男性・女性) 及び任期付職員採用試験が前年度を下回った。

また、公募による身体障がい者を対象とした選考のほか、警察官 (武道指導) 採用選考、岩手県職員 (少年補導職員) 採用選考、岩手県職員採用選考 (科学捜査研究所 法医担当研究員) 及び岩手県職員 (考古学 (埋蔵文化財) を専門とする行政職) 採用選考を実施した。

給与関係では、10 月 10 日に議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての不服申立ての係属件数が、平成 24 年度からの繰越分 185 件に平成 25 年度新たに受託市町村等関係 1 件が係属し 186 件となったが、県関係 1 件を判定 (修正) するとともに、受託市町村等関係 1 件も判定 (請求棄却) したため、平成 25 年度末においては 184 件となった。

また、勤務条件に関する措置の要求の係属件数は平成 25 年度新たに県関係 1 件が係属し 1 件となったが、その後取下げられ、平成 25 年度末においては 0 件となった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。なお、受託市町村等は平成 26 年 4 月 1 日現在で、13 市 15 町 4 村、22 一部事務組合、3 広域連合の合計 57 団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他県等の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。

### 3 人事委員会会議

本年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会 23 回、臨時会 11 回の計 34 回であった。  
各月ごとの開催状況は、次のとおりである。

#### (1) 年間開催状況

月別	開催回数		議 案 件 数										協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計		
4	2	0	1			5	4					10	1	14
5	2	0				1						1	0	4
6	2	2								1		1	1	7
7	2	0	2	1				1				4	0	7
8	2	1	1			2						3	3	5
9	2	3				4	3					7	4	11
10	2	2				1			1	1		3	1	10
11	2	0				1						1	0	5
12	1	0	2									2	2	3
1	2	0				1						1	3	5
2	2	1						1		1		2	9	5
3	2	2	21	1			1	8			1	32	5	7
計	23	11	27	2	0	15	8	10	1	3	1	67	29	83

#### 〔過去3年間の開催状況〕

年度別	開催回数		議 案 件 数										協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計		
H24	23	10	18	2	0	15	7	11	1	2	3	59	25	64
H23	23	12	29	3	2	17	6	9	1	5	2	74	44	89
H22	24	10	26	2	3	14	6	6	1	5	4	67	20	58

(2) 審議事項

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
1	25. 4. 5 (金) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 25 年度岩手県職員採用 I 種試験の実施について</li> <li>2. 平成 25 年度岩手県職員採用 II 種試験の実施について</li> <li>3. 平成 25 年度岩手県職員採用 III 種試験の実施について</li> <li>4. 平成 25 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視総監、埼玉県警察本部長、千葉県人事委員会及び神奈川県人事委員会の警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について</li> <li>5. 平成 25 年度岩手県警察官採用試験（特別募集）の実施について</li> <li>6. 県職員関係 49. 4. 11 等事案に係る準備手続の実施を委任する者及び審理長の変更について</li> <li>7. 県職員関係 58. 10. 7 事案に係る審理の事務を委任する者及び審理長の変更について</li> <li>8. 不利益処分についての不服申立ての受理について</li> <li>9. 議案第 8 号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表（号別区分表）の補正について</li> <li>2. 平成 25 年度事業（事務）計画表について</li> <li>3. 平成 24 年度懲戒処分及び分限処分の状況について</li> <li>4. 職員の苦情相談の処理状況について</li> <li>5. 公務員の高齢期の雇用問題について</li> </ol>
2	25. 4. 25 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 25 年岩手県任期付職員採用試験の実施について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 25 年職種別民間給与実態調査の実施概要について</li> <li>2. 平成 25 年度採用試験の合否判定等について</li> <li>3. 平成 24 年度採用候補者名簿からの採用状況について</li> <li>4. 平成 25 年度岩手県警察官（武道指導）採用選考試験の実施について</li> <li>5. 平成 25 年度岩手県身体障がい者採用選考試験の実施について</li> <li>6. 平成 25 年度岩手県警察官（警部補及び巡査部長）昇任試験の実施について</li> <li>7. 仕事と家庭の両立支援について</li> <li>8. 平成 25 年度東北・北海道人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について</li> <li>9. 平成 25 年度岩手県人事委員会事務局業務方針について</li> </ol>
3	25. 5. 9 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 25 年度岩手県任期付職員採用試験の実施について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係労働団体からの要請書について</li> </ol>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
4	25. 5. 22 (水) (定例)	報告事項 1. 平成 25 年度岩手県職員（少年補導職員）採用選考試験の実施について 2. 給与減額支給措置の動向について 3. 解雇予告除外認定について
5	25. 6. 6 (木) (臨時)	報告事項 1. 平成 25 年度岩手県職員採用 I 種試験及び警察官 A 採用試験の申込状況について 2. 給与減額支給措置の動向について
6	25. 6. 13 (木) (定例)	報告事項 1. 給与減額支給措置の動向について 2. 平成 25 年度警察官（警部）昇任試験の実施について
7	25. 6. 20 (木) (臨時)	協議事項 1. 平成 25 年 6 月県議会定例会に提案される見込みの条例案について 報告事項 1. 不利益処分についての不服申立て（24 人委（不）第 1 号事案）の審査の進行状況について 2. 平成 25 年 6 月県議会定例会の会期・日程等について
8	25. 6. 24 (月) (定例)	議案 1. 条例案に対する意見について 報告事項 1. 第 121 回全国人事委員会連合会総会の概要について
9	25. 7. 10 (水) (定例)	議案 1. 給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2. 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 3. 級別職務区分表の告示の一部改正について 報告事項 1. 平成 25 年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2. 平成 25 年度岩手県職員採用 I 種試験第 1 次試験の合格状況について 3. 平成 25 年度岩手県任期付職員採用試験（総合土木）の申込状況について 4. 不利益処分についての不服申立て（25 人委（不）第 1 号事案）の審査の進行状況について 5. 不利益処分についての不服申立て事案の状況について 6. 職員の苦情相談の処理状況について 7. 岩手県議会 6 月定例会の状況について
10	25. 7. 17 (水) (定例)	議案 1. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
11	25. 8. 1 (木) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度岩手県職員 I 種候補者名簿を確定することについて</li> <li>平成 25 年度岩手県職員 I 種候補者名簿を失効させることについて</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>単身赴任手当に関する規則の一部改正について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度警察官 A 採用試験第 1 次試験の合格状況について</li> <li>岩手県人事委員会の業務の状況の報告について</li> </ol>
12	25. 8. 8 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>単身赴任手当に関する規則の一部改正について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不利益処分についての不服申立て (25 人委 (不) 第 1 号事案) の判定方針について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度任期付職員 (総合土木) 採用試験第 1 次試験の合格状況について</li> </ol>
13	25. 8. 23 (金) (定例)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年人事院報告の概要について</li> <li>関係労働団体等からの要請書について</li> </ol>
14	25. 9. 5 (木) (臨時)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>関係労働団体等からの要請書について</li> </ol>
15	25. 9. 10 (火) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度岩手県警察官採用候補者名簿 (警察官 A) を確定することについて</li> <li>平成 24 年度岩手県警察官採用候補者名簿 (警察官 A) を失効させることについて</li> <li>平成 25 年度岩手県任期付職員採用候補者名簿 (総合土木) を確定することについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度岩手県職員採用 II 種・III 種試験及び警察官 B 採用試験の申込状況について</li> <li>平成 25 年度岩手県身体障がい者採用選考試験の申込状況について</li> <li>平成 25 年度岩手県任期付職員採用試験 (一般事務) の申込状況について</li> </ol>
16	25. 9. 13 (金) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>勤務条件に関する措置の要求の受理について</li> <li>議案第 1 号の事案に係る審査長の指名について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> <li>不利益処分についての不服申立て (25 人委 (不) 第 1 号事案) の裁決書 (案) について</li> </ol>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
17	25. 9. 19 (木) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度岩手県警察官（警部補・巡査部長）昇任候補者名簿を確定することについて</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>関係労働団体からの要請について</li> </ol>
18	25. 9. 26 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不利益処分についての不服申立て（25 人委（不）第 1 号事案）の裁決について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> <li>平成 25 年 9 月県議会定例会に提案される見込みの条例案について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度岩手県警察官（武道指導）採用選考試験の実施結果について</li> <li>平成 25 年度岩手県職員（少年補導職員）採用選考試験の実施結果について</li> <li>関係労働団体からの要請について</li> <li>平成 25 年 9 月岩手県議会定例会の会期・日程について</li> </ol>
19	25. 10. 3 (木) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>条例案に対する意見について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度岩手県警察官 B 採用試験の第 1 次試験の合格状況について</li> <li>平成 25 年度岩手県警察官（ヘリコプター操縦士）採用選考試験の実施について</li> <li>関係労働団体からの要請について</li> </ol>
20	25. 10. 10 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年職員の給与等に関する報告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び任期付職員採用試験の第 1 次試験の合格状況について</li> <li>平成 25 年度岩手県身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考試験の実施結果について</li> </ol>
21	25. 10. 24 (木) (定例)	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年都道府県人事委員会勧告の状況について</li> <li>不利益処分についての不服申立て（24 人委（不）第 1 号事案）の審査の進行状況について</li> <li>25 人委（措）第 1 号事案の取下げについて</li> <li>職員からの苦情相談の処理状況等について</li> <li>岩手県議会 9 月定例会の状況について</li> </ol>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
22	25. 10. 29 (火) (臨時)	議案 1. 平成 25 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種及び任期付職員（一般事務）候補者名簿を確定することについて
23	25. 11. 14 (木) (定例)	議案 1. 平成 25 年度岩手県警察官B採用候補者名簿を確定することについて 報告事項 1. 平成 24 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種及び任期付職員（一般事務）候補者名簿を失効することについて 2. 平成 25 年度岩手県職員採用選考試験（科学捜査研究所 法医担当研究員）の実施について
24	25. 11. 27 (水) (定例)	報告事項 1. 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 2. 平成 24 年度岩手県警察官B採用候補者名簿を失効することについて 3. 岩手県議会 12 月定例会の会期日程等について
25	25. 12. 12 (木) (定例)	議案 1. 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2. へき地手当等に関する規則の一部改正について 協議事項 1. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則について 2. 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果に係る指導について 報告事項 1. 平成 25 年度岩手県職員（考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)の選考について 2. 不利益処分についての不服申立て事案の状況について 3. 岩手県議会 12 月定例会の状況について
26	26. 1. 9 (木) (定例)	議案 1. 平成 25 年度岩手県警察官（警部）昇任候補者名簿を確定することについて 協議事項 1. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則について 報告事項 1. 平成 25 年度岩手県警察官（ヘリコプター操縦士）採用選考の実施結果について 2. 解雇予告除外認定について 3. 県庁オープンセミナー等の実施結果について
27	26. 1. 23 (木) (定例)	協議事項 1. 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について 2. 不利益処分についての不服申立て（24 人委（不）第 1 号事案）の審査の判定方針について 報告事項 1. 不利益処分についての不服申立て事案の状況について 2. 職員からの苦情相談の処理状況等について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
28	26.2.6 (木) (定例)	協議事項 1. 給与に関する動向について 2. 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について 3. 不利益処分についての不服申立て（24人委（不）第1号事案）の判定方針について
29	26.2.24 (月) (臨時)	協議事項 1. 岩手県議会2月定例会に提案される条例案について 2. 職員の勤務条件に関する動向について 3. 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について 4. 平成26年度岩手県職員採用試験等の実施について 5. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について 報告事項 1. 平成25年度岩手県職員（科学捜査研究所 法医担当研究員）採用選考の実施結果について 2. 平成25年度岩手県職員（考古学（埋蔵文化財）を専門とする行政職）採用選考の実施結果について 3. 関係労働団体等からの要請書について 4. 岩手県議会2月定例会の会期・日程について
30	26.2.27 (木) (定例)	議案 1. 条例案に対する意見について 2. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について 協議事項 1. 不利益処分についての不服申立て（24人委（不）第1号事案）の裁決書案について 報告事項 1. 平成26年度岩手県警察官（ヘリコプター操縦士）採用選考の実施について
31	26.3.6 (木) (臨時)	議案 1. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 2. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 3. 職員の選考による昇任の決定について 4. 不利益処分についての不服申立て（24人委（不）第1号事案）の裁決について 協議事項 1. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 2. 職員の配偶者同行休業に関する規則の制定について 3. 平成26年度岩手県職員採用試験等の実施について 4. 職の新設に伴う格付けについて
32	26.3.13 (木) (定例)	議案 1. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 2. へき地手当等に関する規則の一部改正について 3. 級別職務区分表の告示の一部改正について 4. 職員の選考による昇任及び転任並びに職務の級の決定について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
		5. 職員の勤務延長の期限の延長について 協議事項 1. 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について 報告事項 1. 公務員の高齢期の雇用問題について 2. 関係労働団体からの要請書について
33	26. 3. 19 (水) (臨時)	議案 1. 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について 2. 岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について 3. 給料表の適用範囲に関する規則等の一部改正について 4. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 5. 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 6. 事務局職員の人事について 7. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について 8. 給料の特別調整額の適用区分のⅠ種上位とすることについて承認することについて 9. 職員の勤務延長の期限の延長について 10. 校長の採用による職務の級等の決定について 報告事項 1. 事務局職員の人事について 2. 東日本大震災津波に伴う警察官の採用について 3. 関係労働団体等からの要請書について
34	26. 3. 27 (木) (定例)	議案 1. 職員の任用に関する規則の一部改正について 2. 職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部改正について 3. 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 4. 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について 5. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 6. 通勤手当に関する規則の一部改正について 7. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 8. 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について 9. 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 10. 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 11. 職員の配偶者同行休業に関する規則の制定について 12. 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について 13. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について 報告事項 1. 公務員の解雇予告除外認定について 2. 公務員の給与の状況について

#### 4 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
25. 6. 24	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第2号）	特定任期付職員の給料月額を減額すること。	<p>議案第2号から議案第5号までの条例案による給料月額等を減額する措置につきましては、東日本大震災を契機とした国からの要請や地方交付税等の減額をはじめ、諸般の情勢に鑑み、このような特例的な措置によらざるを得なかったものと考えます。</p> <p>しかしながら、本来、職員の給与は地方公務員法に定められた給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、地方交付税等を国の政策目的達成のための手段として用いることは誠に遺憾であります。</p> <p>本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を憂慮するとともに、労働基本権制約の代償措置として行われる人事委員会勧告制度の趣旨に反するものであることから、早期に適正な運用がなされるよう望むものであります。</p> <p>議案第17号につきましては、適当なものと認められます。</p>
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第3号）	任期付研究員の給料月額を減額すること。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第4号）	一般職の職員の給料月額を減額すること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第5号）	市町村立学校職員の給料月額を減額すること。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第17号）	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設すること。	
25. 10. 3	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第18号）	災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大すること。	適当なものと認められます。

26. 2. 27	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第 35 号）	55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が特に良好な場合に限り行うとともに、諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額するもの。	議案第 35 号及び議案第 95 号の条例案による給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。 なお、それ以外の部分については、適当なものと認められます。 議案第 165 号については、適当なものと認められます。
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 95 号）	55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が特に良好な場合に限り行うとともに、諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額するもの。	
	職員の配偶者同行休業に関する条例（議案第 165 号）	地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めること。	

## 5 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

平成 25 年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

### (1) 規則

公布年月日 番号	規則名	施行 年月日	概要
25. 5. 7 規則第 9 号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	25. 5. 7	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
25. 7. 16 規則第 10 号	給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	25. 7. 16	知事部局の岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、所要の改正を行った。
25. 7. 16 規則第 11 号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	25. 7. 16	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設に伴い、所要の改正を行った。
25. 8. 13 規則第 12 号	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	25. 8. 13	単身赴任手当の加算額について、80km 以上 100km 未満の区分に係る加算額を新設した。
25. 12. 17 規則第 13 号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	26. 1. 1	岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、所要の改正を行った。
25. 12. 17 規則第 14 号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	26. 1. 1	公平事務委託市町村である滝沢村が滝沢市となることに伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 25 規則第 1 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	26. 3. 27	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 規則第 2 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	26. 4. 1	刑事作業手当のうち死体処理作業に係るものについて、作業 1 回につき支給することとし、併せて所要の改正を行った。
26. 3. 31 規則第 3 号	給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則	26. 4. 1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 規則第 4 号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	26. 4. 1	選考により採用できる職並びに職員採用 I 種試験のうち一般行政及び総合土木の職種区分に係る試験方法及び受験資格について、所要の改正を行った。
26. 3. 31 規則第 5 号	職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業制度の創設に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 規則第 6 号	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 規則第 7 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	26. 4. 1	知事部局及び議会事務局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

公布年月日 番号	規則名	施行 年月日	概要
26.3.31 規則第8号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	へき地学校及び準へき地学校の統廃合に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第9号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第10号	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第11号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第12号	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	平成26年度における職の新設に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第13号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	26.4.1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第14号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	給与条例等の改正に伴い、55歳を超える職員の昇給抑制等に係る規定の改正を行った。
26.3.31 規則第15号	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第16号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	特別休暇の夏季休暇の付与日数を5日に改正するとともに、地方独立行政法人法の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第17号	岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正に準じて、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第18号	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	職員を派遣することができる公益的法人等について、公益的法人制度改革に係る法人の名称変更に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	26.4.1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26.3.31 規則第20号	職員の配偶者同行休業に関する規則	26.4.1	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めた。

## (2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
26. 3. 31 訓令第 1 号	岩手県人事委員会事務局代決専決 規程の一部を改正する訓令	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業制度の導入等に 伴い、所要の改正を行った。

## (3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
25. 7. 16 告示第 2 号	級別職務区分表の一部を改正する 告示	25. 7. 16	知事部局の岩手県立大船渡職業能力開 発センターの廃止に伴い、所要の改正を 行った。
26. 3. 31 告示第 1 号	級別職務区分表の一部を改正する 告示	26. 4. 1	知事部局等の組織改編等に伴い、所要 の改正を行った。
26. 3. 31 告示第 2 号	口頭により開示請求をすることが できる個人情報の告示	26. 4. 1	引用する規定の改正等に伴い、旧告示 を廃止し、新たに告示した。

## (4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
25. 7. 16 人委職第 70 号	「宿日直手当に関する規則の運用 について」の通知の一部改正につい て	25. 7. 16	知事部局の岩手県立大船渡職業能力 開発センターの廃止に伴い、所要の改 正を行った。
25. 7. 16 人委職第 71 号	「職員の給与簿及び給与の支払監 理に関する規則の運用等について」 の通知の一部改正について	25. 7. 16	新型インフルエンザ等緊急事態派遣 手当の新設に伴い、所要の改正を行っ た。
26. 3. 4 人委職第 238 号	「一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例の運用について」の通知 の一部改正について	26. 3. 4	地方公共団体の一般職の任期付職員 の採用に関する法律及び一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の引用条 項等の整備に伴い、所要の改正を行っ た。
26. 3. 4 人委職第 239 号	「一般職の任期付研究員の採用、給 与及び勤務時間の特例の運用につ いて」の通知の一部改正について	26. 3. 4	地方公共団体の一般職の任期付研究 員の採用等に関する法律の一部改正に 伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 17 人委職第 249 号	「特地勤務手当等に関する規則の 運用について」の通知の一部改正に ついて	26. 3. 17	国立及び公立の学校の事務職員の休 職の特例に関する法律の一部改正に伴 い、所要の改正を行った。
26. 3. 17 人委職第 250 号	「課付等の職を命ぜられた職員の 職務の級の決定について」の通知の 一部改正について	26. 3. 17	級別職務区分表の法令番号につい て、所要の改正を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
26. 3. 17 人委職第 251 号	「実習助手及び寄宿舍指導員の昇格の実施基準について」の通知の一部改正について	26. 3. 17	教育職員免許法施行規則の一部改正（平成 19 年文部科学省令第 40 号）に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 17 人委職第 252 号	「給与における成績主義の推進について」通知の一部改正について	26. 3. 17	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の引用条項等の整備に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 26 人委職第 260 号	「企業職員に係る選考基準について」の通知の一部改正について	26. 4. 1	医療局の職制の見直し等に伴う職務区分表の改正に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 28 人委職第 263 号	「産業教育手当に関する規則の運用方針について」の通知の一部改正について	26. 3. 28	引用する規定について、所要の改正を行った。
26. 3. 28 人委職第 264 号	「定時制通信教育手当に関する規則の運用方針について」の通知の一部改正について	26. 3. 28	引用する規定について、所要の改正を行った。
26. 3. 28 人委職第 265 号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	26. 3. 28	所要の改正を行った。
26. 3. 28 人委職第 266 号	「新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の通知の一部改正について	26. 3. 28	新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合に取得可能な特別休暇の種別について、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 267 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	26. 4. 1	知事部局の組織再編、小学生の子を養育する職員が早出遅出勤務をすることができる事由を定める規定について、国に準じ、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 269 号	「職員の任用に関する規則等の実施について」の通知の一部改正について	26. 3. 31	職員の配偶者同行休業制度の導入等に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 270 号	「へき地手当等に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業制度の導入、郵便窓口業務の委託等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 271 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	26. 3. 31	地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の改正を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
26. 3. 31 人委職第 272 号	「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	26. 4. 1	地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 273 号	「復職時等における号給の調整の運用について」の通知の一部改正について	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 274 号	「職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 275 号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	26. 4. 1	刑事作業手当のうち死体処理作業に係るものについて、作業 1 回につき支給することに伴い、所要の改正を行った。
26. 3. 31 人委職第 276 号	「職員の配偶者同行休業に関する規則の運用等について」の通知の制定について	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の配偶者同行休業に関する規則の運用等に関し必要な事項を定めた。
26. 3. 31 人委職第 277 号	「職員の配偶者同行休業の取扱について」の通知の制定について	26. 4. 1	職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、その運用等に関し必要な事項を定めた。

## 6 委員会の調査活動

### (1) 現場職員の声聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

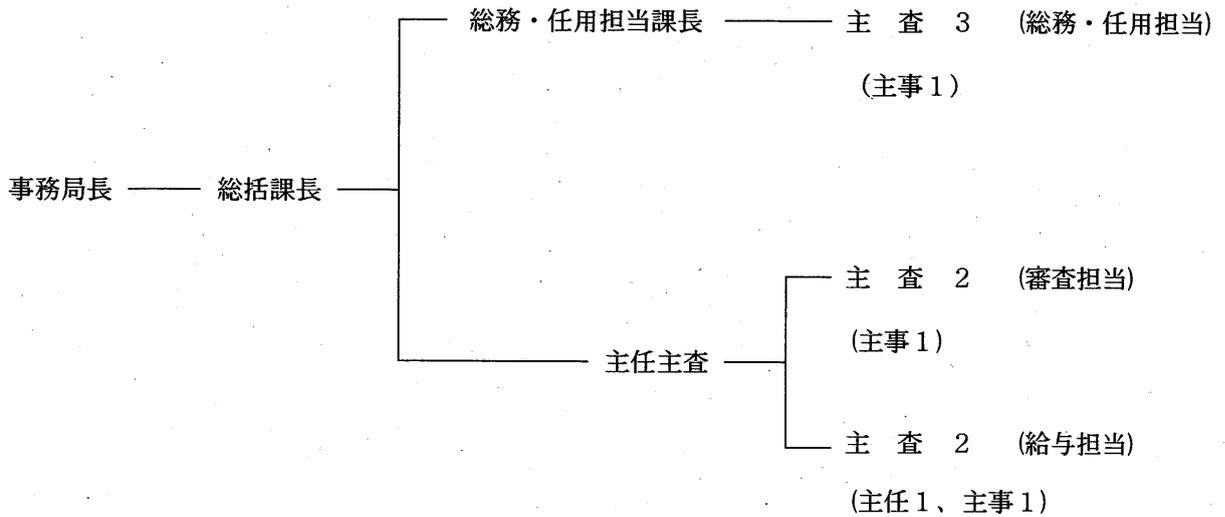
実施日	概要
平成 25 年 6 月 13 日 (木)	<p>1 調査公所名 農業研究センター</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設見学及び概要説明</li> <li>・ 懇談</li> </ul> <p>遠隔研究所（畜産研究所、県北農業研究所等）の業務管理方法について</p> <p>研究職と行政職の人事交流の状況と効果について</p> <p>現業職員の処遇及び今後の採用計画等について</p>
平成 26 年 1 月 23 日 (木)	<p>1 調査公所名 岩手県警察学校</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設見学及び概要説明</li> <li>・ 懇談</li> </ul> <p>寄宿制における 24 時間交代制での業務の執行体制、課題等について</p> <p>平成 25 年度新たに特別募集採用者を受け入れたことに係る業務の状況について</p> <p>新校舎の状況について</p>

# 事 務 局

## 第2 事務局

### 1 事務局（平成26年4月1日現在）

#### (1) 組織



#### (2) 事務分掌

担 当	分 掌 事 務
総 務 ・ 任 用 担 当	(総務・任用)
	1 人事委員会の会議に関すること。
	2 公印に関すること。
	3 事務局職員の任用、給与、その他人事に関すること。
	4 人事委員会の規則、訓令等の制定及び改廃に関すること。
	5 行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関すること。
	6 物品の管理に関すること。
	7 予算経理に関すること。
	8 広報に関すること。
	9 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
	10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 職員の競争試験及び選考に関すること。
	12 職階制に関する計画に関すること。
	13 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	14 情報公開に関する事務の総括に関すること。
15 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。	

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	(審査・給与)
	1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する こと。
	2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関すること。
	3 職員に対する不利益処分についての不服申立てに関すること。
	4 職員団体の登録に関すること。
	5 労働基準監督機関の職権に関すること。
	6 公平委員会の事務の受託に関すること。
	7 職員からの苦情相談に関すること。
	8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（総 務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	9 給与、勤務時間その他の勤務条件、その他職員に関する制度についての調査研究等に 関すること。
	10 職員に対する給与の支払の監理に関すること。
11 給料表についての報告及び勧告に関すること。	

### (3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県定数条例（昭和 27 年条例第 18 号）に基づき、昭和 40 年以降 19 名とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和 61 年 4 月 1 日以降 18 名とされた。

なお、現員は、平成 18 年 4 月 1 日から 17 名、平成 20 年 4 月 1 日から事務局の組織改編に伴い、総務課が廃止され 16 名、平成 21 年 4 月 1 日から 15 名となっている。

課・担当名		定数(実質)	現 員	備 考
事務局長		1	1	
職 員 課	総務・任用担当	6	(総務) 3 (任用) 3	総括課長、総務・任用担当課長を含む。
	審査・給与担当	8	(審査) 4 (給与) 4	主任主査を含む。
計		15	15	

(4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	佐藤 新	26. 4. 1～
【職員課】		
総 括 課 長	花山 智行	25. 4. 1～
(総務・任用担当)		
総務・任用担当課長	小原 由香	25. 4. 1～
主 査	金戸 伸幸	25. 4. 1～
主 査	松崎 浩恵	26. 4. 1～
主 査	荒井 祐輔	24. 4. 1～
主 事	梁井 貴志	25. 4. 1～
(審査・給与担当)		
主 任 主 査	藤村 朗	26. 4. 1～
主 査	藤原 ひろみ	25. 4. 1～
主 査	千葉 美保	23. 4. 1～
主 査	工藤 研	25. 4. 1～
主 査	千葉 絵理	26. 4. 1～
主 任	小林 英世	24. 4. 1～
主 事	小玉 恭平	23. 4. 1～
主 事	細川 星児	26. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

## (5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

## ア 歳 入

(単位：千円)

科 目	平成26年度 当初額	平成 25 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
14 諸 収 入	3,085	3,130	144	3,274	
5 受託事業収入	2,400	2,400	205	2,605	
1 受託事業収入	2,400	2,400	205	2,605	公平委員会事務受託
1 総 務	2,400	2,400	205	2,605	
8 雑 入	685	730	△ 61	669	
4 雑 入	685	730	△ 61	669	
2 総 務	685	730	△ 61	669	雇用保険料 警察官採用試験共同実施負担金

## イ 歳 出

(単位：千円)

科 目	平成26年度 当初額	平成 25 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
2 総 務 費	149,968	176,286	△ 5,168	171,118	
8 人事委員会費	149,968	176,286	△ 5,168	171,118	
1 委員会費	7,135	7,016	△ 416	6,600	
1 報 酬	6,372	6,372	△ 238	6,134	委員報酬 (3人)
9 旅 費	468	339	△ 118	221	
10 交 際 費	80	80	△ 50	30	
19 負担金補助 及び交付金	215	225	△ 10	215	
2 事務局費	142,833	169,270	△ 4,752	164,518	
2 給 料	60,052	58,935	△ 3,162	55,773	職員 (15人)
3 職員手当等	35,611	62,225	645	62,870	職員手当、退職手当
4 共 済 費	21,781	21,587	△ 789	20,798	
7 賃 金	2,969	2,969	△ 204	2,765	期限付臨時職員
8 報 償 費	994	1,036	△ 213	823	
9 旅 費	3,504	3,144	210	3,354	
10 交 際 費	40	40	△ 20	20	
11 需 用 費	5,565	5,625	△ 516	5,109	
12 役 務 費	1,946	1,934	△ 286	1,648	
13 委 託 料	7,235	7,877	120	7,997	職員採用・給与関係
14 使用料及び 賃借料	1,132	1,174	△ 250	924	採用試験会場使用料
18 備品購入費	80	712	△ 179	533	パソコン更新
19 負担金補助 及び交付金	1,924	2,012	△ 108	1,904	採用試験関係

(6) 主な行事・業務の状況

年月日	行事・業務内容
25. 4. 5	第1回人事委員会定例会
25. 4. 11～12	職種別民間給与実態調査説明会(東京都)
25. 4. 22	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(仙台市)
25. 4. 25	第2回人事委員会定例会
25. 5. 7	職員採用I種試験及び警察官A(男性・女性)採用試験受験申込受付(5月31日まで)
25. 5. 9	第3回人事委員会定例会
25. 5. 22	第4回人事委員会定例会
25. 6. 3	任期付職員(総合土木)採用試験受験申込受付(7月3日まで)
25. 6. 3	警察官(武道指導)及び職員(少年補導職員)採用選考受験申込受付(6月28日まで)
25. 6. 6	第5回人事委員会定例会
25. 6. 13	第6回人事委員会臨時会
25. 6. 13	「現場職員の声を聴く会」(農業研究センター)
25. 6. 19	全国人事委員会連合会第121回総会(東京都)
25. 6. 20	第7回人事委員会臨時会
25. 6. 24	第8回人事委員会定例会
25. 6. 30	職員採用試験I種試験第1次試験(滝沢村・東京都)
25. 7. 5	職員採用試験I種試験第1次試験合格発表
25. 7. 10	第9回人事委員会定例会
25. 7. 11～12	第56回全人連公平審査事務研修会(新潟県)
25. 7. 14	警察官A(男性・女性)採用試験第1次試験(滝沢村)
25. 7. 16～26	職員採用I種試験第2次試験(盛岡市)
25. 7. 17	第10回人事委員会定例会
25. 7. 17～19	給与実務担当者説明会(仙台市)
25. 7. 22	身体障がい者を対象とした職員採用選考受験申込受付(8月23日まで)
25. 7. 30	任期付職員(一般事務)採用試験受験申込受付(8月30日まで)
25. 8. 1	第11回人事委員会臨時会
25. 8. 2	職員採用I種試験最終合格発表
25. 8. 2	警察官A(男性・女性)採用試験第1次試験合格発表
25. 8. 5	職員採用II種・III種試験及び警察官B(男性・女性)採用試験受験申込受付 (8月30日まで)
25. 8. 6	任期付職員(総合土木)採用試験第1次試験合格発表
25. 8. 8	第12回人事委員会定例会
25. 8. 8	人事院報告
25. 8. 9	人事院報告説明会(全人連主催、東京都)
25. 8. 9	岩手県職員採用II種・III種、警察官B採用試験説明会(盛岡市)
25. 8. 10	警察官(武道指導)採用選考第1次選考(盛岡市)
25. 8. 10	警察官(武道指導)採用選考第1次選考合格発表
25. 8. 10～11	警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
25. 8. 10	職員(少年補導職員)採用選考第1次選考(盛岡市)
25. 8. 21～30	任期付職員(総合土木)採用試験第2次試験(盛岡市)
25. 8. 23	第13回人事委員会定例会
25. 8. 26～27	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(青森県)
25. 8. 28	全国人事委員会事務局長会議(総務省主催、東京都)
25. 8. 29	職員(少年補導職員)採用選考第1次選考合格発表

年月日	行事・業務内容
25. 9. 2～6	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
25. 9. 5	第14回人事委員会臨時会
25. 9. 9	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(盛岡市)
25. 9. 10	第15回人事委員会定例会
25. 9. 12	警察官A(男性・女性)採用試験最終合格発表
25. 9. 12	任期付職員(総合土木)採用試験最終合格発表
25. 9. 12	職員(少年補導職員)採用選考第2次選考(盛岡市)
25. 9. 13	第16回人事委員会臨時会
25. 9. 19	第17回人事委員会臨時会
25. 9. 22	警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験 (滝沢村・金ケ崎町・大船渡市・釜石市・宮古市・久慈市)
25. 9. 22	任期付職員(一般事務)採用試験第1次試験(滝沢村・東京都)
25. 9. 22	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考(滝沢村)
25. 9. 24	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考合格発表
25. 9. 24	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
25. 9. 26	第18回人事委員会定例会
25. 9. 27	職員(少年補導職員)採用選考最終合格発表
25. 9. 29	職員採用Ⅱ種試験第1次試験(滝沢村)
25. 9. 29	職員採用Ⅲ種試験第1次試験(滝沢村・金ケ崎町・大船渡市・釜石市・宮古市・久慈市)
25. 9. 30～10. 4	身体障がい者を対象とした職員採用選考第2次選考(盛岡市)
25. 10. 1	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
25. 10. 2	岩手県自治体労働組合総連合との総括課長会見
25. 10. 3	警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験合格発表
25. 10. 3	第19回人事委員会臨時会
25. 10. 8	警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
25. 10. 10	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
25. 10. 10	任期付職員(一般事務)採用試験第1次試験合格発表
25. 10. 10	第20回人事委員会定例会
25. 10. 10	職員の給与等に関する報告
25. 10. 11	身体障がい者を対象とした職員採用選考最終合格発表
25. 10. 17～25	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
25. 10. 17～25	任期付職員(一般事務)採用試験第2次試験(盛岡市)
25. 10. 24	第21回人事委員会定例会
25. 10. 29	第22回人事委員会臨時会
25. 10. 31	任期付職員(一般事務)採用試験最終合格発表
25. 11. 5～8	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
25. 11. 11	職員(科学捜査研究所 法医担当研究員)採用選考受験申込受付(12月6日まで)
25. 11. 14	第23回人事委員会臨時会
25. 11. 15	警察官B(男性・女性)採用試験最終合格発表
25. 11. 27	第24回人事委員会定例会
25. 12. 12	第25回人事委員会定例会
25. 12. 18	職員(考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)採用選考受験申込受付 (26年1月17日まで)
25. 12. 26	岩手県庁オープンセミナー(盛岡市)
26. 1. 9	第26回人事委員会定例会

年 月 日	行 事・業 務 内 容
26. 1. 11	職員(科学捜査研究所 法医担当研究員)採用選考第1次選考(盛岡市)
26. 1. 23	第27回人事委員会定例会
26. 1. 23	「現場職員の声を聴く会」(岩手県警察学校)
26. 1. 24	職員(科学捜査研究所 法医担当研究員)採用選考第1次選考合格発表
26. 1. 25	岩手県職員採用セミナー(東京都)
26. 1. 30～31	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(山形市)
26. 2. 1	職員(考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)採用選考第1次選考(盛岡市)
26. 2. 3	職員(科学捜査研究所 法医担当研究員)採用選考第2次選考(盛岡市)
26. 2. 3～4	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会兼全人連給与部会ブロック別勉強会 (札幌市)
26. 2. 6	第28回人事委員会定例会
26. 2. 6	職員(考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)採用選考第1次選考合格発表
26. 2. 12	職員(考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)採用選考第2次選考(盛岡市)
26. 2. 14	職員(科学捜査研究所 法医担当研究員)採用選考最終合格発表
26. 2. 21	職員(考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)採用選考最終合格発表
26. 2. 24	第29回人事委員会臨時会
26. 2. 27	第30回人事委員会定例会
26. 3. 6	第31回人事委員会臨時会
26. 3. 13	第32回人事委員会定例会
26. 3. 13	岩手県職員・警察官業務説明会(盛岡市)
26. 3. 19	第33回人事委員会臨時会
26. 3. 27	第34回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

平成 25 年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
第 121 回総会	25.6.19 (東京都)	永年勤続者の表彰 1 総務大臣表彰 (10 年勤続委員)  議 事 1 平成 24 年度決算について 2 「地方公務員給与に係る検討部会 (仮称)」の設置について 3 平成 25 年度事業計画案及び予算案について 4 第 122 回総会について 5 第 57 回公平審査事務研修会について 6 平成 26・27 年度専門部会の運営について  報 告 1 平成 24・25 年度専門部会の中間報告について 2 第 55 回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第 56 回公平審査事務研修会について 4 平成 25 年度理事について 5 「園遊会」「桜を見る会」への招待者について 6 ブロック活動状況報告について  役員選挙  講 演 1 「国家公務員給与等をめぐる動きについて」 人事院事務総局給与局長 古屋 浩明 氏
第 56 回公平審査 事務研修会	25.7.11 ～12 (新潟県)	研究テーマ 1 酒気帯び運転による懲戒免職処分について 2 部活のマッサージ行為によるセクシュアル・ハラスメントに係 る懲戒処分について 3 年次有給休暇の時季変更権について  講 演 1 「当面する地方公務員行政の課題」 総務省自治行政局公務員部公務員課公務員課長 田谷 聡 氏

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	25.4.22 (仙台市)	<p>講演</p> <p>1 「地方公務員の給与について」 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室 課長補佐 古屋 浩明 氏</p> <p>議事</p> <p>1 東北・北海道地区人事委員会協議会分担金の改正について 2 東北・北海道地区人事委員会協議会規約の一部改正について 3 平成 24 年度事業報告及び歳入歳出決算について 4 平成 25 年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について 5 平成 25 年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について 6 平成 25 年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について 7 平成 25 年度全国人事委員会連合会役員（会長・副会長）選出のための選考委員の選出について</p> <p>報告事項</p> <p>1 平成 25 年度全国人事委員会連合会理事の選出について 2 平成 25 年度全国人事委員会連合会役員会の概要について 3 東北公務員共闘協議会からの要請について</p> <p>意見交換</p> <p>1 国の要請を受けた給与削減下における平成 25 年度人事委員会勧告の在り方について</p> <p>情報提供</p> <p>1 北海道の新しい採用試験制度について</p>
委員・事務局長合 同会議	25.8.26 ～27 (青森県)	<p>【委員・事務局長合同会議】</p> <p>意見交換</p> <p>1 人事委員会における労働基準監督機関の職権行使について 2 平成 25 年度職員採用試験（大卒程度）の実施状況と受験者確保対策について</p> <p>【委員会議】</p> <p>意見交換</p> <p>1 多様な人材を確保するための職員採用試験について</p> <p>【事務局長会議】</p> <p>意見交換</p> <p>1 議題等の提出について 2 公平審査等事務会議について 3 任用事務会議のあり方について 4 再任用に係る給与等について 5 給与構造改革に伴う経過措置額の取扱いについて</p>

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
給与事務会議	25.9.9 (盛岡市)	<p>課長・係長合同会議</p> <p>(1) 協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本年の改定について</li> <li>2 昇給・昇格制度の見直しについて</li> <li>3 給与構造改革等に伴う経過措置額の取扱いについて</li> <li>4 国の要請に基づく給与削減措置について</li> </ol> <p>(2) その他</p> <p>分科会</p> <p>(1) 課長会議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 諸手当の独自改定について</li> <li>2 再任用職員に係る給与等について</li> <li>3 その他</li> </ol> <p>(2) 係長会議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴取事項（平成 25 年勧告及び報告等について）</li> <li>2 その他</li> </ol>
任用事務会議	26.1.30 ～31 (山形市)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 任用事務会議における試験問題作成について</li> <li>2 試験時間について</li> </ol> <p>聴取事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会人経験者等採用試験の実施状況について</li> <li>2 民間（社会人）経験者等を対象とした採用試験の実施状況について</li> <li>3 社会人枠による職員採用の目的と効果の検証について</li> <li>4 採用試験における適性検査の実施について</li> <li>5 適性検査結果の取扱いと適性検査の見直しについて</li> <li>6 採用困難職種の応募者確保対策等について</li> <li>7 職員採用試験（大学卒程度・上級）における女性の申込及び受験の状況について</li> <li>8 採用試験に係る事務の共同実施について</li> <li>9 薬剤師の採用方法について</li> <li>10 職員採用試験における面接試験について</li> <li>11 第 2 次試験（最終）合格者決定における「リセット方式」の採否及びその検討状況について</li> <li>12 試験問題印刷の業務委託等について</li> <li>13 採用候補者試験合格者の辞退の状況及び対応策について</li> <li>14 いわゆる「採用選考活動の後ろ倒し」に伴う職員採用試験実施日程への影響等について</li> </ol>

会議名	期日 (会場)	会議の内容
給与事務研修会 兼全人連給与部 会ブロック別勉 強会	26.2.3～4 (札幌市)	<p>【勉強会】</p> <p>講演</p> <p>1 「札幌市における給料表の改定について」</p> <p>意見交換等</p> <p>1 「給料表の改定について」</p> <p>【研修会】</p> <p>意見交換</p> <p>1 給与構造改革に伴う経過措置の取扱いについて</p> <p>2 再任用職員に係る給与の検討状況等について</p> <p>3 最高号給在職者割合の増加への対応について</p> <p>4 教員の給料表適用異動に伴う現給保障について</p> <p>5 管理職手当の支給状況について</p> <p>6 通勤手当の支給上限区分等について</p> <p>7 単身赴任手当の見直しに係る検討状況について</p> <p>8 義務教育等教員特別手当の支給額の決定に係る定時制通信教育手当の取扱いについて</p> <p>9 勤務1時間当たりの給与額の算出方法について</p> <p>10 消費税増税に伴う諸手当の改定について</p> <p>11 常勤講師等に対する赴任旅費の支給について</p> <p>12 臨時職員及び非常勤職員の処遇に係る取扱い等について</p>

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長会議	25.8.28 (東京都)	<p>1 人事院勧告について</p> <p>2 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</p> <p>3 給与及び定員の諸問題について</p> <p>4 地方公務員の雇用と年金の接続及び退職管理の適正化について</p> <p>5 地方公務員共済組合制度等の当面の諸課題について</p> <p>6 地方公務員の労働安全衛生について</p>

# 任 用 関 係 事 務

## 2 任用関係事務

### (1) 概況

#### ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに適切に対応するためには、多様で有為な人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、従来にも増して、民間企業及び他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになっており、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、単なる試験情報の提供に止まらず、本県行政の実情や業務の内容への理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

平成25年度は、前年度に引き続き、県職員採用セミナー等を盛岡、東京の2か所で開催した。また、技術系職種志望者に県業務の魅力を肌で感じてもらう「現場見学会」を、農学職、総合土木職及び電気・機械職の受験志望者を対象に開催したほか、県外大学に在籍する学生等に対する採用広報活動として、大学等を訪問しての「出前業務説明会」を積極的に開催した。

なお、平成25年度は、東京都の被災地支援の一環として、東京都職員採用PRイベントにおいて岩手・宮城・福島3県のPRスペースを提供いただき、広報活動を実施した。

#### イ 競争試験の概要

平成25年度に実施した採用試験の状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を12に分けて実施しているが、平成25年度は全12職種で実施した。同様にII種試験は2職種、III種試験は3職種、警察官採用試験は4職種の全てで実施した。また、警察官A(男性)については、欠員補充のため特別募集を実施したほか、東日本大震災津波からの復興事業等の一時的な業務の増加に伴う職員の不足に対応するため、平成23年度及び平成24年度に引き続き任期付職員採用試験を実施した。

なお、警察官A(男性)及び同B(男性)採用試験の第1次試験については、例年と同様に東京都(警視庁)、埼玉県、千葉県及び神奈川県等の4都県の依頼を受けて共同で実施した。依頼都県の当初採用予定数は20人(同増減なし)であり、最終合格者数は合計3人(同30人減)であった。

平成25年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

全試験の平成16年度以降の申込者数の推移は(2)のオの表のとおりである。任期付職員採用試験を除く申込者数は平成20年度から増加する傾向にあったが、平成24年度、平成25年度と連続して減少となった。

#### ウ 選考の概要

選考による採用は67人(前年度比52人減)、選考による昇任は52人(同3人減)、転任は3人(同1人増)で、合計122人(同54人減)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは55人(同2人減)であった。

このうち、選考による採用については、例年実施している身体障がい者を対象とした職員採用選考、警察官(武道指導)採用選考のほか、退職者の補充等のため、平成25年度は職員(少年補導職員)採用選考(前回平成21年度実施)、職員(科学捜査研究所 法医担当研究員)採用選考(前回平成23年度実施)及び職員(考古学(埋蔵文化財)を専門とする行政職)採用選考(前回平成17年度実施)を実施した。

(2) 職員採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

平成25年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
Ⅰ種	第1次試験	25. 5. 7～ 25. 5. 31	25. 6. 30	滝沢村、東京都	(25. 7. 5)
	第2次試験		25. 7. 16～19, 22～25	盛岡市	25. 8. 1 (25. 8. 2)
Ⅱ種	第1次試験	25. 8. 5～ 25. 8. 30	25. 9. 29	滝沢村	(25. 10. 10)
	第2次試験		25. 10. 17, 18, 21	盛岡市	25. 10. 29 (25. 10. 31)
Ⅲ種	第1次試験	25. 8. 5～ 25. 8. 30	25. 9. 29	滝沢村、金ヶ崎町、 大船渡市、釜石市、宮古市、 久慈市	(25. 10. 10)
	第2次試験		25. 10. 17, 18, 21～25	盛岡市	25. 10. 29 (25. 10. 31)
警察官A (男性)	第1次試験	25. 5. 7～ 25. 5. 31	25. 7. 14	滝沢村	(25. 8. 2)
	第2次試験		25. 9. 2～6	盛岡市	25. 9. 10 (25. 9. 12)
警察官A (女性)	第1次試験	25. 5. 7～ 25. 5. 31	25. 7. 14	滝沢村	(25. 8. 2)
	第2次試験		25. 9. 4～6	盛岡市	25. 9. 10 (25. 9. 12)
警察官A (男性) 特別募集	第1次試験	25. 5. 7～ 25. 5. 31	25. 7. 14	滝沢村	(25. 8. 2)
	第2次試験		25. 9. 3～6	盛岡市	25. 9. 10 (25. 9. 12)
警察官B (男性)	第1次試験	25. 8. 5～ 25. 8. 30	25. 9. 22	滝沢村、金ヶ崎町、 大船渡市、釜石市、宮古市、 久慈市	(25. 10. 3)
	第2次試験		25. 11. 5～8	盛岡市	25. 11. 14 (25. 11. 15)
警察官B (女性)	第1次試験	25. 8. 5～ 25. 8. 30	25. 9. 22	滝沢村、金ヶ崎町、 大船渡市、釜石市、宮古市、 久慈市	(25. 10. 3)
	第2次試験		25. 11. 6～8	盛岡市	25. 11. 14 (25. 11. 15)
任期付職員 (一般事務)	第1次試験	25. 7. 30～ 25. 8. 30	25. 9. 22	滝沢村、東京都	(25. 10. 10)
	第2次試験		25. 10. 17, 18, 21～25	盛岡市	25. 10. 29 (25. 10. 31)
任期付職員 (総合土木)	第1次試験	25. 6. 3～ 25. 7. 3		(応募論文による書類選考)	(25. 8. 6)
	第2次試験		25. 8. 26～30	盛岡市	25. 9. 10 (25. 9. 12)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

平成25年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験の種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
I種	<p>(ア) 昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(平成25年4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成4年4月2日以降に生まれた者〔平成25年4月1日における年齢が21歳未満の者〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成26年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p>	<p>○教養試験 多肢選択式 40題 2時間 (50題中40題選択解答制)</p> <p>○専門試験 (一般行政Bを除く職種) 多肢選択式 40題 2時間 (一般行政A、総合土木及び総合化学は、50題中40題選択解答制)</p>	<p>○専門記述式試験 (一般行政A) 課題 2題 2時間 (7題中2題選択解答制)</p> <p>○論文試験 (一般行政B) 課題 2題 2時間</p> <p>(一般行政A及びBを除く職種) 課題 1題 1時間20分</p> <p>○人物試験 個別面接 集団討論 適性検査</p> <p>○身体検査</p>
II種	<p>昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者(平成25年4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 多肢選択式 50題 2時間</p> <p>○論文試験 課題 1題 1時間20分</p>	<p>○人物試験 個別面接 適性検査</p> <p>○身体検査</p>
III種	<p>平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成25年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込の者を除く。</p>	<p>○教養試験 多肢選択式 50題 2時間</p> <p>○専門試験 (総合土木) 多肢選択式 40題 2時間</p> <p>○作文試験 課題 1題 1時間</p>	<p>○人物試験 個別面接 適性検査</p> <p>○身体検査</p>

試験の種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
警察官	(警察官A(男性)) 昭和55年4月2日以降に生まれた男子 〔平成25年4月1日における年齢が33歳未満の男子〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業見込の者	○教養試験 多肢選択式 50題 2時間  ○作文試験 課題 1題 1時間	○人物試験 個別面接 適性検査  ○身体検査  ○体力検査  ○身体計測
	(警察官A(女性)) 昭和55年4月2日以降に生まれた女子 〔平成25年4月1日における年齢が33歳未満の女子〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業見込の者		
	(警察官A(男性)特別募集) 昭和54年4月2日以降に生まれた男子 〔平成25年4月1日における年齢が34歳未満の男子〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成25年9月30日までに卒業見込の者		
	(警察官B(男性)) 昭和59年4月2日から平成8年4月1日生まれの男子〔平成25年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の男子〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式 50題 2時間  ○作文試験 課題 1題 1時間	○人物試験 個別面接 適性検査  ○身体検査  ○体力検査  ○身体計測
(警察官B(女性)) 昭和59年4月2日から平成8年4月1日生まれの女子〔平成25年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の女子〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。			
任期付職員	(一般事務) 平成8年4月1日までに生まれた者 〔平成25年4月1日における年齢が17歳以上の者〕	○教養試験 多肢選択式 50題 2時間  ○作文試験 課題 1題 1時間	○人物試験 個別面接  ○身体検査
	(総合土木) 次のいずれかの要件を満たしている者(平成25年5月末現在) (ア) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 (イ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格相当の実務経験を有する者		

ウ 平成25年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験等実施結果

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第 1 次 試 験						第 2 次 試 験		最 終 倍 率 (B)/(D)	平成24年度 合格者数	対前年度 増減数
		申込者数	受験者数	合格者数	受験率 (B)/(A) ×100 %	倍 率 (B)/(C) 倍	受験者数	合格者数				
		(A)	(B)	(C)			(D)					
Ⅰ 種 職	一般行政 (A)	42	428	320	80	74.8	4.0	77	55	5.8	39	16
	一般行政 (B)	3	93	72	36	77.4	2.0	31	5	14.4	4	1
	社会福祉	10	48	39	20	81.3	2.0	20	11	3.5	11	0
	心理学	1	16	15	4	93.8	3.8	4	3	5.0	3	0
	農学	9	30	26	20	86.7	1.3	19	11	2.4	10	1
	畜産	2	15	13	6	86.7	2.2	6	4	3.3	4	0
	林学	5	17	11	10	64.7	1.1	9	7	1.6	8	▲1
	水産	3	19	17	8	89.5	2.1	8	5	3.4	5	0
	総合土木	25	57	44	36	77.2	1.2	33	21	2.1	26	▲5
	建築	2	5	4	3	80.0	1.3	3	2	2.0	4	▲2
	機械	2	13	12	4	92.3	3.0	2	1	12.0	3	▲2
	電気	4	20	14	10	70.0	1.4	9	6	2.3	3	3
総合化学	2	41	29	6	70.7	4.8	6	3	9.7	4	▲1	
計(12職種)	110	802	616	243	76.8	2.5	227	134	4.6	124	10	
Ⅱ 種	一般事務	10	328	257	25	78.4	10.3	23	13	19.8	17	▲4
	警察事務	3	83	68	12	81.9	5.7	11	5	13.6	10	▲5
	計(2職種)	13	411	325	37	79.1	8.8	34	18	18.1	27	▲9
Ⅲ 種	一般事務	31	347	326	78	93.9	4.2	73	41	8.0	38	3
	警察事務	2	22	19	9	86.4	2.1	9	3	6.3	4	▲1
	総合土木	5	10	10	7	100.0	1.4	7	6	1.7	7	▲1
計(3職種)	38	379	355	94	93.7	3.8	89	50	7.1	49	1	
県職員計(17職種)	161	1,592	1,296	374	81.4	3.5	350	202	6.4	200	2	
警 官	警察官A(男性)	35	263 (6)	202 (6)	152	76.8	1.3	124	46	4.4	53	▲7
	警察官A(女性)	8	81	58	36	71.6	1.6	23	13	4.5	12	1
	警察官A(男性) 特別募集	20	89	72	46	80.9	1.6	42	12	6.0	12	
	小計	63	433	332	234	76.7	1.4	189	71	4.7	65	6
	警察官B(男性)	35	235 (2)	211 (2)	158	89.8	1.3	148	53	4.0	43	10
	警察官B(女性)	6	45	44	27	97.8	1.6	26	9	4.9	7	2
小計	41	280	255	185	91.1	1.4	174	62	4.1	50	12	
警察官計(4職種)	104	713	587	419	82.3	1.4	363	133	4.4	115	18	
県職員・警察官計(21職種)	265	2,305	1,883	793	81.7	2.4	713	335	5.6	315	20	
任 期 付 職 員	一般事務	50	306	247	126	80.7	2.0	114	61	4.0	94	▲33
	総合土木	31	92	92	67	100.0	1.4	52	34	2.7	99	▲65
	計(2職種)	81	398	339	193	85.2	1.8	166	95	3.6	193	▲98
合計(23職種)	346	2,703	2,222	986	82.2	2.3	879	430	5.2	508	▲78	

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

2 受験者数は、途中棄権者を含む数である。

3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。( )内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。

エ 平成25年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官等採用候補者の採用状況等

(平成26年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数	名簿	採用者数	辞退者数	名簿	採用率	辞退率	平成24年度 採用者数	対前年度 増減数	
		記載者数 (A)			残存者数 (A)-(B)+(C)					$\frac{(B)}{(A)-(C)} \times 100$
	人	人	人	人	人	%	%	人	人	
Ⅰ 種 職	一般行政 (A)	42	55	42	7	6	87.5	12.7	24	18
	一般行政 (B)	3	5	3	0	2	60.0	0.0	3	0
	社会福祉	10	11	9	1	1	90.0	9.1	10	▲1
	心理	1	3	3	0	0	100.0	0.0	2	1
	農学	9	11	9	0	2	81.8	0.0	9	0
	畜産	2	4	2	1	1	66.7	25.0	3	▲1
	林学	5	7	5	0	2	71.4	0.0	5	0
	水産	3	5	3	0	2	60.0	0.0	4	▲1
	総合土木	25	21	16	5	0	100.0	23.8	20	▲4
	建築	2	2	2	0	0	100.0	0.0	2	0
	機械	2	1	1	0	0	100.0	0.0	2	▲1
	電気	4	6	5	0	1	83.3	0.0	2	3
総合化学	2	3	1	1	1	50.0	33.3	3	▲2	
計(12職種)	110	134	101	15	18	84.9	11.2	89	12	
Ⅱ 種	一般事務	10	13	4	9	0	100.0	69.2	10	▲6
	警察事務	3	5	3	2	0	100.0	40.0	5	▲2
	計(2職種)	13	18	7	11	0	100.0	61.1	15	▲8
Ⅲ 種	一般事務	31	41	33	8	0	100.0	19.5	28	5
	警察事務	2	3	3	0	0	100.0	0.0	3	0
	総合土木	5	6	6	0	0	100.0	0.0	6	0
	計(3職種)	38	50	42	8	0	100.0	16.0	37	5
県職員計(17職種)	161	202	150	34	18	89.3	16.8	141	9	
警 察 官	警察官A(男性)	35	46	34	12	0	100.0	26.1	32	2
	警察官A(女性)	8	13	7	5	1	87.5	38.5	8	▲1
	警察官A(男性) 特別募集	20	12	12	0	0	100.0	0.0		12
	警察官B(男性)	35	53	44	3	6	88.0	5.7	20	24
	警察官B(女性)	6	9	6	0	3	66.7	0.0	6	0
	計(4職種)	104	133	103	20	10	91.2	15.0	66	37
県職員・警察官計(21職種)	265	335	253	54	28	90.0	16.1	207	46	
任 期 付 職 員	一般事務	50	61	51	10	0	100.0	16.4	66	▲15
	総合土木	31	34	26	8	0	100.0	23.5	77	▲51
	計(2職種)	81	95	77	18	0	100.0	18.9	143	▲66
合計(23職種)	346	430	330	72	28	92.2	16.7	350	▲20	

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

2 採用者数には、4月2日以降に採用予定となっている者を含む。

オ 申込者数等の推移 (過去10年間)

事項		年度										
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
県	I 種	申込者数(人)	1,469 (980)	1,056 (733)	674 (502)	599 (366)	756 (482)	851 (504)	852 (531)	900 (587)	801 (500)	802 (521)
		受験者数(人)	1,190 (792)	850 (581)	473 (344)	442 (259)	541 (330)	598 (341)	626 (379)	678 (432)	606 (364)	616 (392)
		合格者数(人)	69 (37)	33 (14)	24 (10)	39 (13)	50 (21)	78 (28)	80 (32)	107 (42)	124 (33)	134 (60)
		最終倍率(倍)	17.2 (21.4)	25.8 (41.5)	19.7 (34.4)	11.3 (19.9)	10.8 (15.7)	7.7 (12.2)	7.8 (11.8)	6.3 (10.3)	4.9 (11.0)	4.6 (6.5)
	II 種	申込者数(人)	104 (—)	521 (448)	176 (115)	142 (99)	180 (180)	144 (144)	275 (275)	289 (289)	372 (372)	411 (411)
		受験者数(人)	94 (—)	427 (365)	137 (84)	105 (67)	125 (125)	105 (105)	215 (215)	212 (212)	286 (286)	325 (325)
		合格者数(人)	8 (—)	9 (3)	7 (2)	5 (2)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	7 (7)	27 (27)	18 (18)
		最終倍率(倍)	11.8 (—)	47.4 (121.7)	19.6 (42.0)	21.0 (33.5)	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)	23.9 (23.9)	30.3 (30.3)	10.6 (10.6)	18.1 (18.1)
	III 種	申込者数(人)	552 (552)	307 (307)	244 (244)	227 (227)	227 (227)	280 (280)	271 (271)	302 (302)	306 (296)	379 (369)
		受験者数(人)	497 (497)	274 (274)	223 (223)	208 (208)	200 (200)	259 (259)	243 (243)	265 (265)	278 (268)	355 (345)
		合格者数(人)	25 (25)	12 (12)	25 (25)	18 (18)	21 (21)	30 (30)	38 (38)	39 (39)	49 (49)	50 (50)
		最終倍率(倍)	19.9 (19.9)	22.8 (22.8)	8.9 (8.9)	11.6 (11.6)	9.5 (9.5)	8.6 (8.6)	6.4 (6.4)	6.8 (6.8)	5.7 (5.5)	7.1 (6.9)
職員	申込者数(人)	2,125 (1,532)	1,884 (1,488)	1,094 (861)	968 (692)	1,163 (889)	1,275 (928)	1,398 (1,077)	1,491 (1,178)	1,479 (1,168)	1,592 (1,301)	
	受験者数(人)	1,781 (1,289)	1,551 (490)	833 (483)	755 (400)	866 (405)	962 (495)	1,084 (407)	1,155 (485)	1,170 (346)	1,296 (412)	
	合格者数(人)	102 (62)	54 (29)	56 (37)	62 (33)	76 (47)	111 (61)	127 (79)	153 (88)	200 (109)	202 (128)	
	最終倍率(倍)	17.5 (20.8)	28.7 (16.9)	14.9 (13.1)	12.2 (12.1)	11.4 (8.6)	8.7 (8.1)	8.5 (5.2)	7.5 (5.5)	5.9 (3.2)	6.4 (3.2)	
警察官	申込者数(人)	1,820	1,435	1,384	1,255	1,127	1,121	1,113	1,140	940	713	
	受験者数(人)	1,559	1,236	1,154	1,071	949	926	935	949	799	587	
	合格者数(人)	118	90	152	137	107	106	81	131	116	133	
	最終倍率(倍)	13.2	13.7	7.6	7.8	8.9	8.7	11.5	7.2	6.9	4.4	
県職員・警察官計	申込者数(人)	3,945 (1,532)	3,319 (1,488)	2,478 (861)	2,223 (692)	2,290 (889)	2,396 (928)	2,511 (1,077)	2,631 (1,178)	2,419 (1,168)	2,305 (1,301)	
	受験者数(人)	3,340 (1,289)	2,787 (490)	1,987 (483)	1,826 (400)	1,815 (405)	1,888 (495)	2,019 (407)	2,104 (485)	1,969 (346)	1,883 (412)	
	合格者数(人)	220 (62)	144 (29)	208 (37)	199 (33)	183 (47)	217 (61)	208 (79)	284 (88)	316 (109)	335 (128)	
	最終倍率(倍)	15.2 (20.8)	19.4 (16.9)	9.6 (13.1)	9.2 (12.1)	9.9 (8.6)	8.7 (8.1)	9.7 (5.2)	7.4 (5.5)	6.2 (3.2)	5.6 (3.2)	
任期付	申込者数(人)								678 (518)	821 (595)	398 (306)	
	受験者数(人)								584 (426)	729 (503)	339 (247)	
	合格者数(人)								114 (64)	199 (94)	95 (61)	
	最終倍率(倍)								5.1 (6.7)	3.7 (5.4)	3.6 (4.0)	
合計	申込者数(人)	3,945 (3,091)	3,319 (2,724)	2,478 (2,015)	2,223 (1,763)	2,290 (1,838)	2,396 (1,854)	2,511 (2,012)	3,309 (2,645)	3,240 (2,562)	2,703 (2,194)	
	受験者数(人)	1,899 (1,302)	1,641 (504)	985 (491)	892 (408)	973 (414)	1,068 (504)	1,165 (419)	1,870 (918)	2,015 (856)	1,768 (663)	
	合格者数(人)	102 (62)	54 (29)	56 (37)	62 (33)	76 (47)	111 (61)	127 (79)	945 (670)	1,220 (798)	695 (495)	
	最終倍率(倍)	18.6 (21.0)	30.4 (17.4)	17.6 (13.3)	14.4 (12.4)	12.8 (8.8)	9.6 (8.3)	9.2 (5.3)	2.0 (1.4)	1.7 (1.1)	2.5 (1.3)	

(注) 1 ( )内の数字は、事務系職種のものである。

2 最終倍率=受験者数/合格者数

(3) 警察官昇任試験の実施状況（警察本部長に委任）

ア 警察官昇任試験の日程等

平成25年度に実施した警察官昇任試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類	第1次試験		第2次試験		第3次試験		昇任候補者名簿 確定年月日
	試験日	場所	試験日	場所	試験日	場所	
警部昇任試験	25. 8. 8	警察本部 盛岡東、盛岡西、水沢、遠野、二戸の各警察署	25. 9. 11	警察本部	25. 11. 21		26. 1. 9
警部補昇任試験	25. 5. 29	県下15警察署	25. 6. 11	盛岡東、盛岡西、水沢、遠野、二戸の各警察署	25. 7. 30	[口述試験] 警察本部  [術科試験] 警察学校	25. 9. 19
巡査部長昇任試験	25. 5. 29	県下15警察署、警察大学校	25. 6. 12	盛岡東、盛岡西、水沢、遠野、二戸の各警察署	25. 8. 5 及び 25. 8. 6		25. 9. 19

イ 平成25年度警察官昇任試験実施結果

試験の種類	昇任予定者数 人	申込者数 人	第1次試験受験者数 人	第2次試験受験者数 人	第3次試験受験者数 人	第3次試験合格者数 人	最終倍率 倍
警部昇任試験	20	278	277	61	35	21	13.2
警部補昇任試験	34	400	400	112	50	28	14.3
巡査部長昇任試験	53	448	448	146	72	46	9.7
合計	107	1,126	1,125	319	157	95	11.8

(注1) 第1次試験受験者数は免除者数を含み、その数は以下のとおりである。

警部昇任試験13人、警部補昇任試験22人、巡査部長昇任試験26人

(注2) 最終倍率＝第1次試験受験者数／第3次試験合格者数

(4) 選考による採用、昇任及び転任

ア 選考による採用(任命権者に委任しているものは除く)

平成25年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表	行政職							公安職					研究職	医療職(3)	計	
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	4級	7級	1級		3級
任命権者	知事	3	2	3	1	7	1	1							1	19
	教育委員会	1	1				1	1								4
	警察本部長	2							6	15	11	5	4	1		44
計	6	3	3	1	7	2	2	6	15	11	5	4	1	1	67	

イ 選考による昇任(任命権者に委任しているものは除く)

平成25年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表	行政職			公安職		研究職	医療職(1)	医療職(2)	計
	職務の級	8級	9級	10級	8級	9級	5級	4級	
任命権者	知事	19	4	1			1	1	26
	医療局長	2						1	3
	企業局長	1							1
	議会議長		1						1
	教育委員会	2							2
	警察本部長	1			12	6			19
計	25	5	1	12	6	1	1	1	52

ウ 転任

平成25年度に承認した転任は、次のとおりである。

区分	給料表区分を異にする転任	任用規則第14条第5号に該当する職からそれ以外の職へ転任	計
任命権者			
知事	2		2
教育委員会	1		1
計	3	0	3

(参考)

1 平成25年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
25. 7. 22 )	25. 9. 22		滝 沢 村	25. 10. 11
25. 8. 23		25. 10. 4	盛 岡 市	

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B) / (D)
	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 験 率 (B) / (A) ×100	倍 率 (B) / (C)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
7	15	12	9	80.0	1.3	9	4 [4]	3.0

2 平成25年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日	場 所	合格者決定 年 月 日
25. 6. 3 )	25. 8. 10 )	盛 岡 市	25. 10. 8
25. 6. 28	25. 8. 11		

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B) / (D)
	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 験 率 (B) / (A) ×100	倍 率 (B) / (C)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
4	17	13	12	76.5	1.1	12	4 [4]	3.3

3 平成25年度岩手県職員（少年補導職員）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
25. 6. 3 )	25. 8. 10		盛 岡 市	25. 9. 27
25. 6. 28		25. 9. 12		

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B) / (D)
	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 験 率 (B) / (A) ×100	倍 率 (B) / (C)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
1	42	27	6	64.3	4.5	6	1 [1]	27.0

4 平成25年度岩手県職員（科学捜査研究所 法医担当研究員）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
25. 11. 11 ） 25. 12. 6	26. 1. 11		盛 岡 市	26. 2. 14
		26. 2. 3		

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B) / (D)
	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 験 率 (B) / (A) ×100	倍 率 (B) / (C)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
1	14	12	3	85.7	4.0	3	1〔1〕	12.0

5 平成25年度岩手県職員（考古学（埋蔵文化財）を専門とする行政職）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
25. 12. 18 ） 26. 1. 17	26. 2. 1		盛 岡 市	26. 2. 21
		26. 2. 12		

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B) / (D)
	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 験 率 (B) / (A) ×100	倍 率 (B) / (C)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
1	14	11	6	78.6	1.8	6	1〔1〕	11.0

# 給 与 関 係 事 務

### 3 給与関係事務

#### (1) 平成 25 年の給与等の報告

本委員会は、平成 25 年 10 月 10 日、地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### 【報告】

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、先に述べた地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行うことが適当であると考えます。

また、平成 18 年から行われている給与構造改革の経過措置が引き続く間は、その進展状況にも留意しつつ、給与改定について検討することが適当であると考えます。

#### ア 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、平成 25 年の概要は、次のとおりである。

#### (ア) 職員の給与等の状況

##### a 職員数及び平均年齢等

職員の総数は 18,409 人であり、昨年の 18,695 人に比べ 286 人（1.5%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職(2)（小中学校等の教育職員）で 133 人、公安職で 63 人、教育職(1)（高等学校等の教育職員）で 39 人、行政職で 35 人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は 43.9 歳で、昨年（H24）に比べ 0.2 歳高くなっており、最も高いのは医療職(1)（医師等）の 48.8 歳、最も低いのは公安職の 39.5 歳である。

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは 45 歳から 49 歳までの 3,518 人、次いで多いのは 50 歳から 54 歳までの 3,360 人である。

##### b 平均給与月額

行政職給料表適用者の平成 25 年 4 月における平均給与月額は、367,873 円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、399,378 円であり、昨年（H24）に比べ行政職給料表適用者では 1,676 円（0.5%）の減少、職員全体では 134 円（0.0%）の増加となっている。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成 17 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額は、368,867 円となっており、また職員全体の平均給与月額は 399,990 円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では 2,119 円（0.6%）の減少、職員全体では 24 円（0.0%）の増加となっている。

##### c 性別構成

職員の性別構成比は、男性 61.8%、女性 38.2%であり、昨年に比べ女性の割合は 0.4 ポイントの増加となっている。

##### d 平均経験年数

職員の平均経験年数は 22.2 年で、昨年に比べ 0.2 年長くなっており、最も長いのは教育職(2)（小中学校等の教育職員）の 23.5 年、最も短いのは公安職の 18.9 年である。

e 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒 76.0%、短大卒 5.2%、高校卒 18.8%、中学卒 0.0%であり、昨年に比べ大学卒の割合は増加、中学卒の割合は横ばい、短大卒及び高校卒の割合は減少となっている。また、平均修学年数は、15.1年となっている。

(イ) 民間との給与比較

a 公民較差

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつてはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の給与を対比させ、精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均119円(0.03%)下回っていた。

なお、減額措置後では、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均1,119円(0.30%)下回っていた。

公民比較給与		較差(A)-(B)	
民間(A)	職員(B)	較差額	較差率
369,538円	369,419円 (368,419円)	119円 (1,119円)	0.03% (0.30%)

(注) ( )内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

また、給与構造改革の経過措置がないものとした場合には、職員の給与が民間の給与を下回っていた。

公民比較給与		較差(A)-(B)	
民間(A)	職員(B)	較差額	較差率
369,538円	368,010円	1,528円	0.42%

b 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額額の3.90月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(3.90月)と均衡している。

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期(A1)	345,810円
	上半期(A2)	337,053
特別給の支給額	下半期(B1)	689,578円
	上半期(B2)	644,877
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	1.99月分
	上半期(B2/A2)	1.91
	計	3.90月分

(注) 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(ウ) 本県と国との給与比較

平成24年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の俸給(給料)を、学歴別、経験年数別によるラスパイレース方式により国家公務員を100として比較した本県職員の指数は107.1となっている。

(エ) 物価及び生計費

a 物価指数

総務省統計局の調査による平成25年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では0.1%、全国では0.7%それぞれ減少している。

b 標準生計費

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した平成25年4月における盛岡市の標準生計費は、次のとおりとなった。

世帯人員	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
月額	106,220円	143,270円	164,350円	185,400円	206,470円

(オ) 人事院の給与等に関する報告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告を行うとともに、国家公務員制度改革等に関する報告を行った。

また、給与等に関する報告と同日付けで、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出を行った。

【むすび】

ア 平成25年の給与改定

(ア) 基本方針

本年においては、給与条例等の附則の規定により給与減額支給措置が7月から実施されているが、例年のとおり、4月分の職員給与と職種別民間給与実態調査の結果から得られた民間給与との較差を基本として検討することが適当であると判断した。

これは、給与減額支給措置が、国からの要請等、諸般の情勢に鑑み、平成26年3月末までの特例的な措置として行われているものであることを踏まえたものである。

(イ) 月例給

人事院においては、給与減額支給措置による減額前の官民較差は0.02%であり、国家公務員の月例給が民間給与を下回っているものの、官民較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わない旨の報告を行った。

本県においては、前記2のとおり、本年4月における公民較差は0.03%(119円)であり、職員給与が民間給与を下回っているものの、その較差は極めて小さく、給料表の適切な改定を行うことは困難である。また、人事院報告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、本年においては月例給の改定を行わないことが適当であると判断した。

(ウ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合が職員の年間支給月数(3.90月)と均衡していることから、本年においては改定を行わないことが適当であると判断した。

## イ 給与構造改革における経過措置の廃止等

本委員会は、昨年の報告の中でも、給与構造改革における経過措置額については、廃止することが適当であるが、その時期については、本県における経過措置適用者の割合が依然として国よりも高い水準で推移してきていることや他の都道府県の動向を考慮した上で、判断する必要があること、また、昇給回復の措置については、経過措置の廃止と併せて実施することが適当である旨を言及したところである。

国においては、昨年2月に「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立し、給与構造改革における経過措置については平成26年3月末に廃止されるとともに、経過措置が段階的に解消されることにより生じる原資を用いて昇給回復を行うこととされた。

他の都道府県の人事委員会の状況をみると、経過措置の廃止を勧告したものが相当数みられ、既に廃止が決定されている府県もある。

一方、本県においては、経過措置適用者（行政職給料表）の割合が段階的に減少しており、多くの職員が新給料表へ移行している状況である。

本県の給与制度はこれまでも基本的に国に準じてきているところであり、他の都道府県の動向等も勘案した結果、早期に経過措置を廃止することが適当であるが、本県における経過措置適用者の割合の今後の推移を考慮すれば、平成27年3月末の廃止が適当であるものとする。

なお、昇給回復の措置については、経過措置の廃止と併せて実施することが適当である。

## ウ 公務員の高齢期の雇用問題

国では、本年3月の閣議決定において、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする一方で、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとされた。

また、人事院では、本年8月の人事院報告において、平成28年度までには段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要があるとしながら、それまでの間、上記の閣議決定を踏まえ雇用と年金の確実な接続を図るために、再任用の円滑な実施として、①職員に対する周知、希望聴取、②再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等、③再任用に関する苦情への対応の取組や、高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等の取組が必要であるとしている。

本県においても、上記の閣議決定や地方公務員の雇用と年金の接続に係る国からの技術的助言等を踏まえ、再任用を基本とした高齢期雇用について、現行制度の運用状況等を検証しながら、早期に具体的な措置を講じていく必要がある。その場合の主な課題については、昨年の報告の中で言及したところであるが、加えて、上記の人事院報告における取組内容や国、他の都道府県における動向等にも留意しながら検討を行う必要があると考える。

なお、再任用職員の給与については、人事院では来年の職種別民間給与実態調査で公的年金が全く支給されない再雇用者の給与の実態を把握し、その実態等に基づき必要な検討を進めることとしたいとされていることから、その内容、本県の調査結果、他の都道府県の動向等を踏まえて、検討を進めていく必要があると考える。

## エ 超過勤務の縮減等

超過勤務の縮減等については、これまでも言及してきたところであり、各任命権者において、業務改善など多様かつ積極的な取組が行われた結果、職員の超過勤務時間数は、過去10年間の推移をみると、東日本大震災津波の発生前までは減少傾向にあったものの、発生後は例年を上回る状況となっていた。昨年度においては震災発生前に近い水準となったが、復旧・復興業務等のため、依然として高い水準にある公所も見られるところである。

そのため、本委員会としては、今後も、各任命権者において、復興計画の推進に向けた業務に応じ、適切な人員体制を確立するとともに、管理監督者が勤務実態の的確な把握に努めながら業務の見直しや

ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

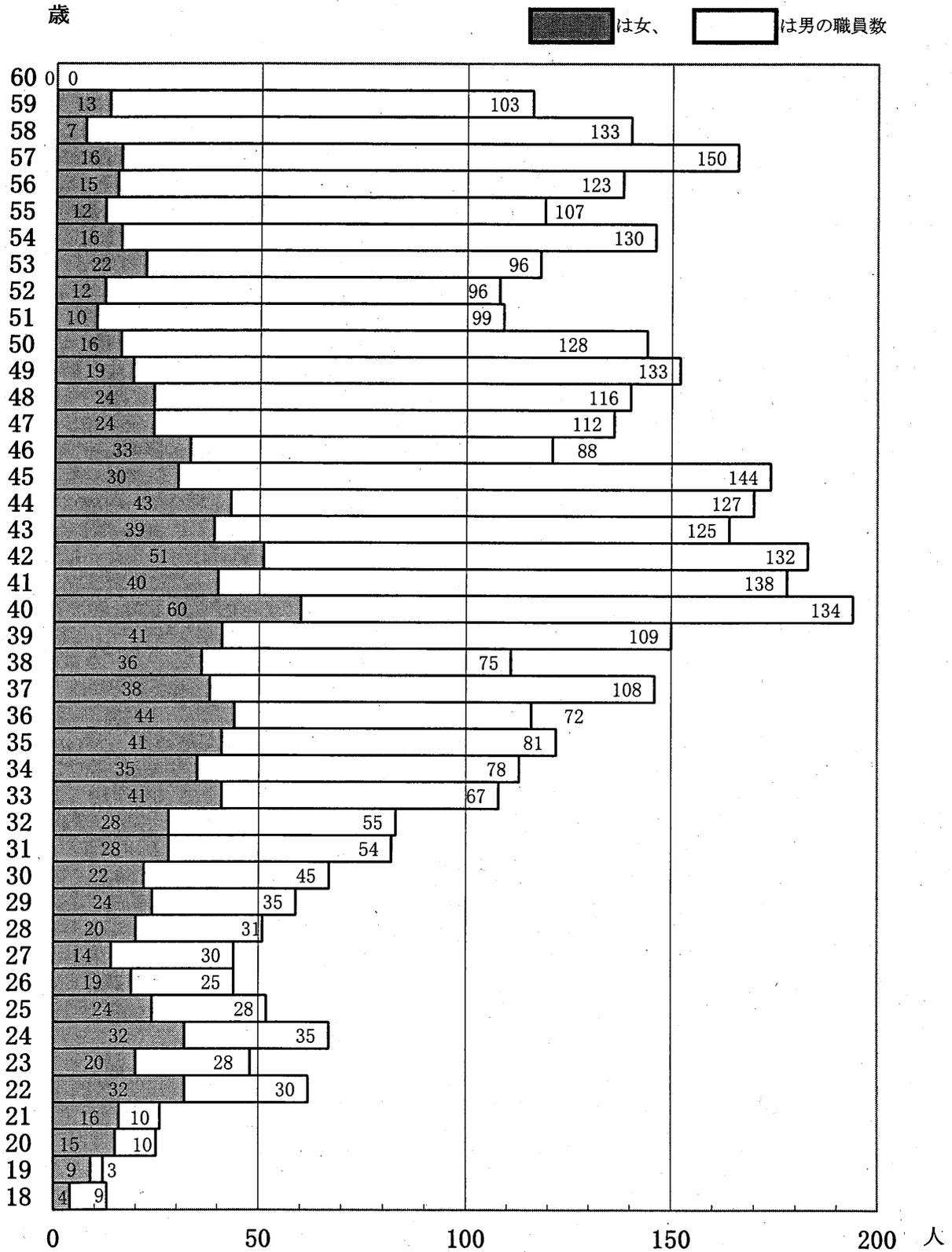
(平成25年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親 族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
計	18,409	43.9	22.2	1.09	13,985 (76.0)	959 (5.2)	3,456 (18.8)	9 (0.0)	11,380 (61.8)	7,029 (38.2)	399,378 (399,990)
行政職	4,517	42.8	22.3	1.2	2,189 (48.5)	77 (1.7)	2,242 (49.6)	9 (0.2)	3,432 (76.0)	1,085 (24.0)	367,873 (368,867)
公安職	2,159	39.5	18.9	1.37	1,003 (46.5)	104 (4.8)	1,052 (48.7)	—	2,027 (93.9)	132 (6.1)	355,003 (355,388)
教育職 (1)	3,443	43.6	21.1	1.08	3,169 (92.1)	118 (3.4)	156 (4.5)	—	2,105 (61.1)	1,338 (38.9)	409,225 (409,490)
教育職 (2)	7,842	45.9	23.5	0.94	7,250 (92.5)	592 (7.5)	—	—	3,567 (45.5)	4,275 (54.5)	425,371 (425,956)
研究職	196	44.2	21.4	1.38	189 (96.4)	3 (1.5)	4 (2.1)	—	162 (82.7)	34 (17.3)	400,437 (401,553)
医療職 (1)	17	48.8	20.2	1.30	17 (100.0)	—	—	—	14 (82.4)	3 (17.6)	862,283 (871,420)
医療職 (2)	143	43.8	20.8	1.08	113 (79.0)	30 (21.0)	—	—	71 (49.7)	72 (50.3)	372,582 (373,088)
医療職 (3)	92	43.0	21.1	0.33	55 (59.8)	35 (38.0)	2 (2.2)	—	2 (2.2)	90 (97.8)	358,653 (358,653)

※ 平均給与月額欄の( )内は、条例附則による減額前の額である。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 平成25年4月1日現在)

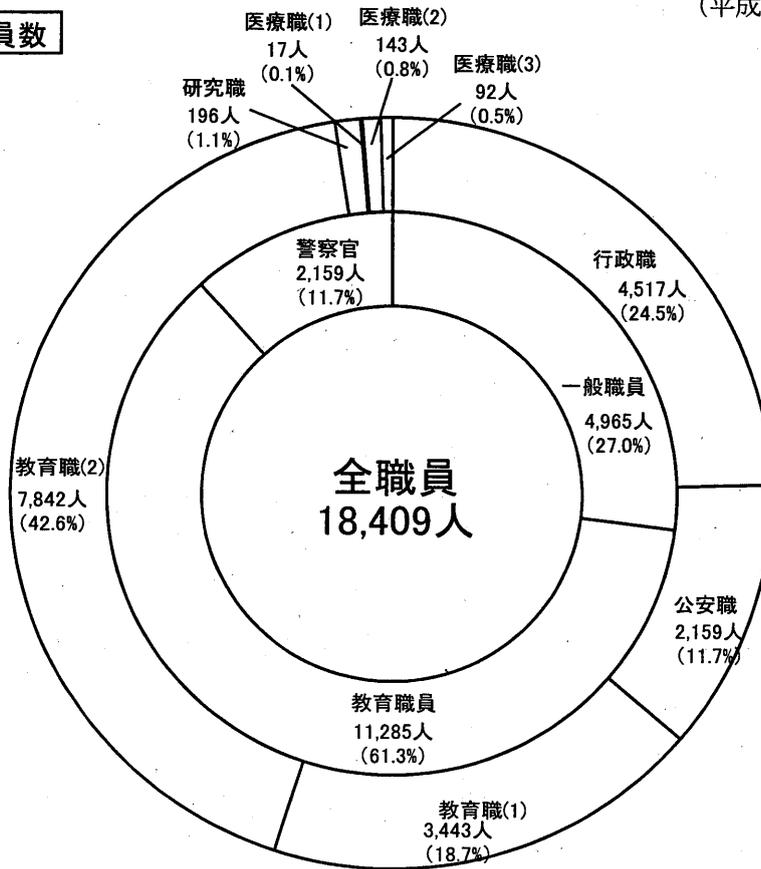


(3) 職員の状況

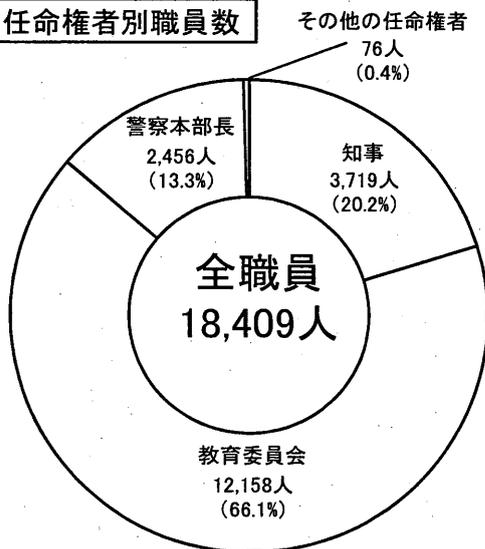
ア 給料表別、任命権者別職員数

(平成25年4月1日現在)

給料表別職員数



任命権者別職員数



その他の任命権者内訳 (人)

議会議長	32
人事委員会	15
代表監査委員	19
選挙管理委員会	6
海区漁業調整委員会	4

注 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

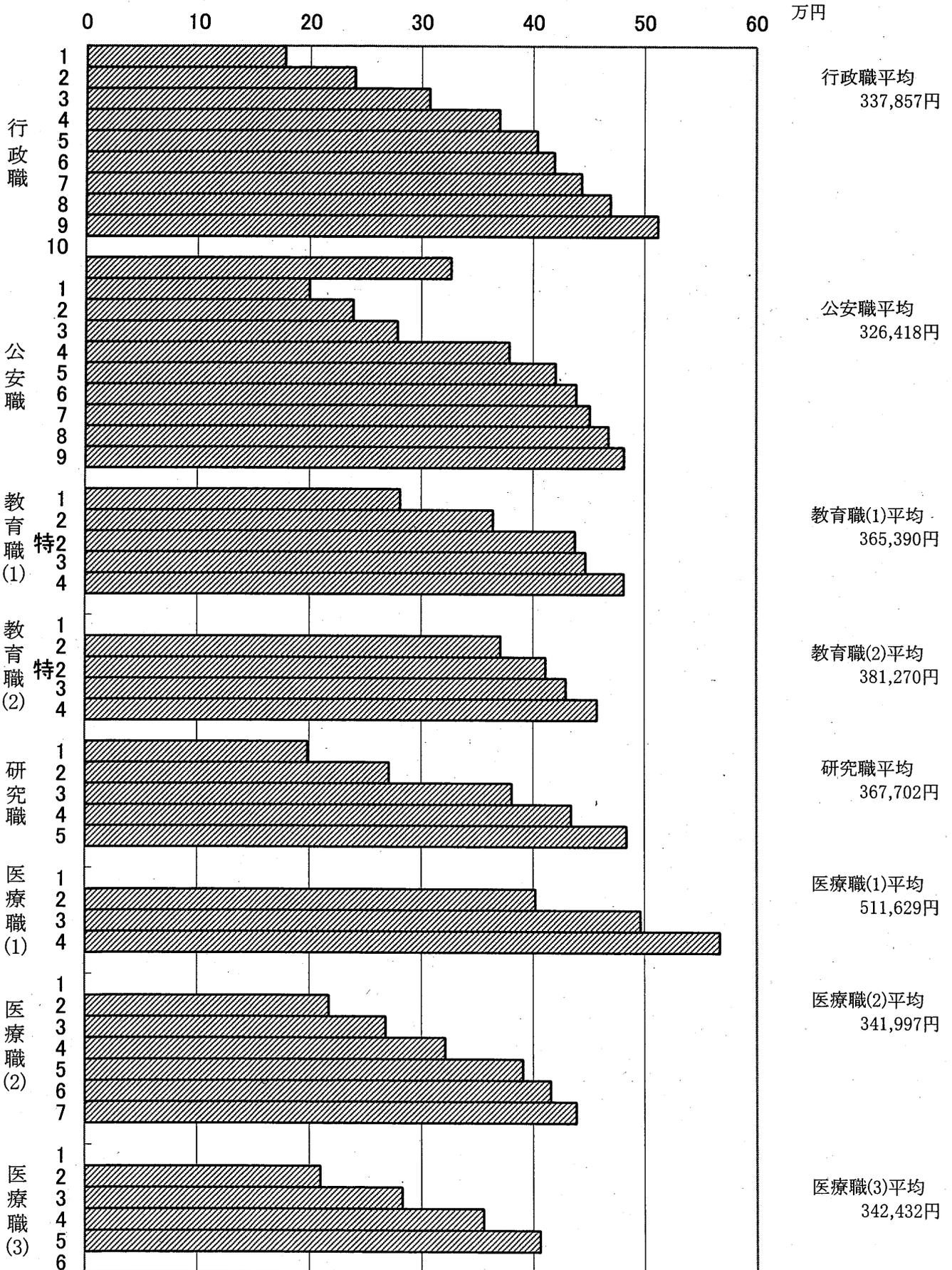
昇給、昇格及び給料表異動等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

承認事務の処理件数

項目	任命権者								計
	知事	議長	教育委員会	警察本部長	代表 監査 委員	人事 委員会	選挙 管理 委員会	海区漁 業調整 委員会	
採用者の職務の 級等の承認事務									
採用者の号給の 承認事務	22		54	37					113
昇格者の職務の 級の承認事務	24	1	4	20					49
昇給の承認事務									
部付・課付等の 職員の職務の級 の承認事務	1			9					10
その他の承認事 務	2		1						3
計	49	1	59	66					175

工 給料表別、級別平均給料月額

(平成25年4月1日現在)



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
計	21,851	21,566	20,979	20,545	20,147	19,764	19,418	19,135	18,800	18,695	18,409
行政職	5,781	5,669	5,528	5,370	5,210	5,053	4,885	4,764	4,631	4,552	4,517
公安職	2,046	2,039	2,069	2,072	2,097	2,097	2,106	2,107	2,090	2,222	2,159
旧教育職(1)	245	247	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育職(1) (旧教育職(2))	4,093	4,001	3,920	3,831	3,731	3,660	3,624	3,582	3,530	3,482	3,443
教育職(2) (旧教育職(3))	8,863	8,798	8,679	8,579	8,459	8,356	8,253	8,177	8,078	7,975	7,842
研究職	302	297	294	232	226	219	210	208	202	197	196
医療職(1)	30	29	29	24	26	22	20	20	16	17	17
医療職(2)	316	315	295	286	263	237	214	188	167	159	143
医療職(3)	171	166	162	151	135	120	106	89	86	91	92
指定職	2	2									
特定任期付職員	1	1	1								
2号任期付研究員	1	2	2								

- (注)1 県立大学の地方独立行政法人化に伴い、平成17年度から従前の教育職給料表(1)が廃止され、教育職給料表(2)が教育職給料表(1)に、教育職給料表(3)が教育職給料表(2)となったものである。  
2 平成16年度までの教育職給料表(1)～(3)を、旧教育職(1)～(3)としている。  
3 旧教育職給料表(1)は県立大学及び県立大学短期大学部の教育職員に、指定職給料表は県立大学の学長及び副学長に適用されていたものである。  
(以下参考3まで同じ。)

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
計	40.9	41.1	41.4	41.8	42.2	42.5	42.8	43.2	43.5	43.7	43.9
行政職	40.6	40.7	41.1	41.5	41.9	42.2	42.4	42.6	42.7	42.9	42.8
公安職	41.7	41.7	41.6	41.6	41.1	40.5	40.3	40.1	40.2	39.2	39.5
旧教育職(1)	46.2	45.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育職(1) (旧教育職(2))	42.0	41.8	41.9	42.2	42.4	42.5	42.8	43.1	43.3	43.4	43.6
教育職(2) (旧教育職(3))	40.4	40.8	41.3	41.9	42.6	43.1	43.7	44.4	45.0	45.6	45.9
研究職	39.8	40.1	41.0	41.2	42.0	42.0	42.8	43.4	43.5	43.6	44.2
医療職(1)	44.1	45.6	43.9	46.0	47.4	48.8	45.1	44.0	46.7	47.6	48.8
医療職(2)	40.2	40.3	40.2	40.6	40.8	41.3	41.3	41.9	42.9	43.5	43.8
医療職(3)	41.2	41.2	41.4	40.9	41.5	42.5	43.1	44.6	45.0	44.4	43.0
指定職	76.5	77.5									
特定任期付職員	42.0	43.0	44.0								
2号任期付研究員	38.0	37.0	38.0								

(参考3) 給料表別平均給料月額推移 (各年4月1日現在)

給料表	年 15		16		17	18	19	20		21		22		23	24	25
	円	円	減額前	円				円	円	円	円	円	円			
計	367,744	358,718	365,971	368,322	368,984	366,806	356,628	364,535	355,365	363,237	353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	
行政職	347,490	338,627	345,664	349,926	351,106	349,094	340,035	347,826	337,609	345,355	333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	
公安職	374,996	362,792	369,752	366,971	363,738	355,286	339,663	346,933	334,574	341,738	328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	
旧教育職(1)	465,685	445,576	457,981													
教育職(1) (旧教育職(2))	374,967	364,200	371,130	373,290	373,360	369,664	358,646	366,220	357,841	365,400	356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	
教育職(2) (旧教育職(3))	374,174	366,684	374,157	379,031	380,591	380,150	370,678	378,963	370,653	378,924	369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	
研究職	356,802	349,446	356,676	365,886	365,903	366,171	355,565	363,693	357,528	365,671	357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	
医療職(1)	495,960	488,633	503,831	494,458	508,945	510,473	502,236	521,590	473,804	489,825	464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	
医療職(2)	338,730	329,727	336,016	335,423	336,168	333,415	325,966	333,003	323,417	330,355	325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	
医療職(3)	360,627	351,506	357,949	359,285	350,878	352,691	347,631	354,725	349,657	356,793	354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	
指定職	1,007,000	936,819	994,500													
特定任期付職員	592,000	562,770	585,000	585,000												
2号任期付研究員	411,000	398,692	406,000	406,000												

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移 (各年4月1日現在)

区分	年 21		22		23		24		25	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員給与	363,190	371,586	367,757	376,330	370,817	372,226	368,662	370,060	368,419	369,419
民間給与	366,802		376,342		—		369,889		369,538	
較差	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.99	△1.29	2.33	0.00	—	—	0.33	△0.05	0.30	0.03

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

# 分 限 及 び 懲 戒

#### 4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 9 号）第 4 条及び職員の懲戒についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

平成 25 年度における懲戒処分の報告件数は 43 件、分限処分の報告件数は 2 件である。県民からの信頼を引続き確保するため、法令順守意識の徹底により、いわゆる不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引続き積極的に取り組まれることが望まれる。

##### (1) 分限処分の状況

平成 25 年度における分限処分の報告件数は 2 件であり、知事部局が 1 件、警察本部が 1 件でいずれも刑事事件提訴によるものである。

##### ア 25 年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴				2	2
計		0	0	2	2
任命権者別	知事部局			1	1
	教育委員会				0
	警察本部			1	1
	その他権者				0

##### イ 過去の実績等

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
勤務成績不良		1	1	1		
心身故障		1				
刑事事件提訴		2	1	2		
計		4	2	3	0	0
処分の種類	免職	2				
	降任		1	1		
	休職	2	1	2		

##### (2) 懲戒処分の状況

平成 25 年度における懲戒処分の報告件数は 43 件であり、平成 24 年度より 10 件増加した。事由別に見ると、一般服務、業務処理、公金等取扱などの「欠勤、不適切処理等」の 22 件が最も多く、ついで交通事故、酒気帯び運転、速度超過などの「交通法規違反等」の 14 件が多かった。任命権者別に見ると、教育委員会 28 件、警察本部 11 件、知事部局 4 件となっている。

ア 25年度の状況

処分事由		処分の種類	免職	停職	減給	戒告	計
一般サービス・業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		1	4	3	14	22
	小計		1	4	3	14	22
その他非行	交通法規違反等		1	0	2	11	14
	その他		2	1	2	1	6
	小計		3	1	4	12	20
監督責任関係			0	0	0	1	1
計			4	5	7	27	43
任命権者別	知事部局		0	2	0	2	4
	教育委員会		2	2	3	21	28
	警察本部		2	3	2	4	11
	その他権者		0	0	0	0	0

イ 過去の実績

処分事由		処分の種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般サービス・業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		5	18	8	17	3
	小計		5	18	8	17	3
その他非行	交通法規違反等		39	29	25	11	20
	その他		11	6	10	13	2
	小計		50	35	35	24	22
監督責任関係			21	6	2	4	8
計			76	59	45	45	33
任命権者別	知事部局		27	18	8	18	14
	教育委員会		47	36	32	24	15
	警察本部		1	5	5	3	4
	その他権者		1				

# 審 查 関 係 事 務

5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

(ア) 概要

a 県関係

職員 1 名からなされた旅費等支給要求事案について、平成 25 年 9 月 13 日に受理し、平成 25 年 10 月 16 日取下げを受理した。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係は、平成 25 年度係属した事案はなかった。

(イ) 状況

事 案 名		受理 総数	平成 24 年度末ま での取下 げ件数	平成 24 年度末 係属件 数	平成 25 年度中 の申立 件数	平成 25 年度中 の取下 げ件数	平成 25 年度中 の判定 件数	平成 25 年度末 係属件 数
県 関 係	25人委(措)第1号事 案	1	-	-	1	1	0	0
(小計)		1	0	0	1	1	0	0
受託 市 町 村 等 関 係								
(小計)		0	0	0	0	0	0	0
合 計		1	0	0	1	1	0	0

イ 不利益処分についての不服申立て

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての不服申立事案は、平成 25 年度末において、平成 24 年度からの繰越しである県職員関係 49. 4. 11 等事案 (38 件)、県職員関係 51. 3. 17 等事案 (44 件)、県職員関係 55. 4. 16 事案 (43 件)、県職員関係 58. 10. 7 事案 (2 件) 及び県職員関係 59. 10. 23 事案 (57 件) の合計 184 件が係属しているほか、平成 24 年度からの繰越し 1 件を裁決した。

これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 県職員関係 49. 4. 11 等事案

審査請求人側の申出により休審している。

(b) 県職員関係 58. 10. 7 事案

第 8 回口頭審理の期日が請求人側の都合により延期され、その後現在まで実施には至っておらず、実質的には休審状態となっている。

(c) 県職員関係 51. 3. 17 等事案、県職員関係 55. 4. 16 事案、県職員関係 59. 10. 23 事案

49. 4. 11 等事案の審査が終了するまでは保留することとしている。

(d) 懲戒停職処分取消請求事案 (24 人委 (不) 第 1 号事案)

口頭審理を行い、平成 26 年 3 月 6 日に裁決 (修正) を行った。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分不服申立事案は、平成25年度に受理した1件を裁決した。  
これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 懲戒免職処分取消請求事案(25人委(不)第1号事案)

書面審理を行い、平成25年9月26日に裁決(棄却)を行った。

(イ) 状況

事案名		受理 総数	平成24 年度末ま での取下 げ件数	平成24 年度末 係属件 数	平成25 年度中 の申立 件数	平成25 年度中 の取下 げ件数	平成25 年度中 の判定 件数	平成25 年度末 係属件 数
県 関 係	49.4.11等事案	48	10	38	0	0	0	38
	51.3.17等事案	52	8	44	0	0	0	44
	55.4.16事案	50	7	43	0	0	0	43
	58.10.7事案	2	0	2	0	0	0	2
	59.10.23事案	61	4	57	0	0	0	57
	24人委(不)第1号事案	1	-	1	-	0	1	0
(小計)		214	29	185	0	0	1	184
受託 市町 村等 関係	25人委(不)第1号事案	1	-	-	1	0	1	0
(小計)		1	0	0	1	0	1	0
合計		215	29	185	1	0	2	184

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計 8 名 (職員課 審査・給与担当職員 8 名) うち女性 2 名 (セクハラ相談の対応等)

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

平成 25 年度中に処理した件数は 22 件 (実件数) となっており、男女別では、男性 13 件、女性 9 件で、任命権者別では、知事部局 8 件、教育委員会 3 件、市町村・一部事務組合等 6 件、その他 (非常勤職員、不明等) 5 件となっている。相談の申出方法は、電話 12 件、メール 7 件、面談 3 件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※ ( ) 内は平成 24 年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用		1 (0)				1 (0)
給与	1 (1)			2 (1)		3 (2)
勤務条件、服務	1 (0)				0 (1)	1 (1)
厚生・福祉						
セクハラ	0 (1)					0 (1)
いじめ	4 (4)	1 (0)		1 (1)	4 (4)	10 (9)
公平審査			0 (1)		0 (1)	0 (2)
その他	2 (1)	1 (0)	0 (1)	3 (1)	1 (0)	7 (3)
計	8 (7)	3 (0)	0 (2)	6 (3)	5 (6)	22 (18)

※ 平成 24、25 年度継続した案件 1 件 (市町村・一部事務無組合等、給与) については、平成 24、25 年度の両方に計上している。

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが 11 件、相談者の意向等を当局に伝達したものが 9 件、他機関を紹介したものが 2 件となっている。なお、措置要求や不服申立てに移行した事例はない。

### (3) 職員団体関係

#### ア 管理職員等の指定

##### (ア) 概要

###### a 県関係

平成 25 年 7 月の大船渡職業能力開発センターの廃止に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

また、平成 26 年 4 月からの県の行政組織の変更等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

###### b 受託市町村等関係

平成 25 年 4 月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

また、平成 26 年 1 月に滝沢村が滝沢市になることに伴う所要の改正を行った。

#### イ 職員団体の登録

##### (ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が 25 件、規約の変更に係る届出が 1 件あった。

##### (イ) 状況

平成 24 年度末登録団体総数	新規登録団体数	解散等団体数	変更届出			法人となる旨の申出	平成 25 年度末登録団体総数
			規約	役員	所在地		
33	0	0	1	25	0	0	33

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

### (4) 労働基準監督関係

平成 25 年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

#### ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第 1 第 11 号、第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っているところである。

なお、従来は対象事業場を十数か所抽出し個別に調査をしていたが、全体状況の把握と効率的な指導を図るため、書面による全数調査と必要に応じた実態確認等に改め、平成 19 年度から実施しているものである。

平成 25 年度は、当委員会所管の調査対象のうち、166 事業場について実施した。（兼務職員のみ 11 事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局 47 事業場、教育委員会 88 事業場、警察 24 事業場、その他任命権者 7 事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について (H25 年度受付分)

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の選 任報告(件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診 断結果報告 (事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	16	3	14	20	10	0
教育委員会	15	15	51	14	18	2
警察	8	1	18	19	40	0

(イ) 宿日直許可の状況について (H26. 3. 31 現在)

知事部局	5
教育委員会	33
警察	25
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締の状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン (以下「ボイラー等」という。) の安全取締りに係る状況は、次のとおりである。

総括表 (H26. 3. 31 現在) 設置事業場数 54 (廃止分を除く)

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	60基	41基	1基	3基
本年度設置基数 (B)	1基	0基	0基	0基
本年度廃止基数 (C)	3基	0基	0基	0基
本年度末の総数設置基数 (D) <(A)+(B)-(C)>	58基	41基	1基	3基

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	1	1	0	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性能検査	47	53	38	1	0

(検査結果)

- ボイラー等の性能検査については、社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー13基及び第一種圧力容器4基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示があった。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、平成26年4月1日現在で13市15町4村22一部事務組合3広域連合の合計57団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合及び盛岡地区衛生処理組合の1市2一部事務組合である。

# 参 考 资 料

6 参考資料

(1) 初任給基準表(平成26年4月1日現在)

行政職給料表

一 般	正規の試験	I種		1-25	172,200
		II種		1-15	152,800
		III種		1-5	140,100
	その他	高 校 卒		1-1	135,600
無 線 従 事 者		第1級総合無線通信士	1-25	172,200	
		第1級海上無線通信士			
		第1級陸上無線技術士			
		第2級総合無線通信士	1-9	144,500	
		第2級海上無線通信士			
		第2級陸上無線技術士			
		第1級陸上特殊無線技士	1-5	140,100	
		航空無線通信士			
		第3級総合無線通信士	1-1	135,600	
		第3級海上無線通信士			
		国内電信級陸上特殊無線技士			
		第4級海上無線通信士			
		第1級海上特殊無線技士			
その他の資格					

教育職給料表(1)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-31	260,700
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-13	214,000
	大 学 卒	2-1	192,800
	短 大 卒	1-11	166,300
助 教 諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習助手 寄宿舎指導員	大 学 卒	1-21	189,300
	短 大 卒	1-11	166,300
	高 校 卒	1-1	148,800

教育職給料表(2)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-43	260,700
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-25	214,000
	大 学 卒	2-13	192,800
	短 大 卒	2-3	168,600
講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助 教 諭 養護教諭	大 学 卒	1-21	189,300
	短 大 卒	1-11	166,300
	高 校 卒	1-1	148,800

公安職給料表

正規の試験	I 種	3-2	202,200
	II 種	2-3	177,200
	III 種	1-3	161,500

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-25	176,900
	II種		1-15	155,400
	III種		1-5	140,200
そ の 他	博士課程修了 (大学6卒 後のもの に限る。)		1-61	244,100
	博士課程修了		1-57	238,400
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-37	199,800
	高 校 卒		1-1	135,700

医療職給料表(1)

医 師 歯科医師	博士課程修了	1-33	344,600
	大学6卒	1-9	262,600

医療職給料表(3)

保 健 師	大 学 卒	2-11	201,100
	短 大 3 卒	2-5	188,900
看 護 師	短 大 3 卒	2-5	188,900
	短 大 2 卒	2-1	180,500
准看護師	准看護師養成所卒	1-1	153,300

医療職給料表(2)

薬 剤 師	大 学 6 卒	2-15	200,800
	大 学 4 卒	2-1	178,200
獣 医 師	大 学 6 卒	2-15	200,800
	大 学 4 卒	2-1	178,200
栄 養 士	大 学 卒	2-1	178,200
	正 規 の 試 験	1-11	156,000
診療放射線技師	大 学 卒	2-1	178,200
	短 大 3 卒	1-17	167,000
診療エックス線技師	短 大 卒	1-11	156,000
	大 学 卒	2-1	178,200
臨床検査技師	短 大 3 卒	1-17	167,000
	大 学 卒	2-1	178,200
衛生検査技師	短 大 卒	1-11	156,000
	大 学 卒	2-1	178,200
臨床工学技士	短 大 3 卒	1-17	167,000
	大 学 卒	2-1	178,200
理学療法士 作業療法士	短 大 3 卒	1-17	167,000
	大 学 卒	2-1	178,200
視能訓練士	短 大 3 卒	1-17	167,000
	大 学 卒	2-1	178,200
言語聴覚士	短 大 3 卒	1-17	167,000
	大 学 卒	2-1	178,200
歯科衛生士	短 大 3 卒	1-17	167,000
	短 大 2 卒	1-11	156,000
	高校専攻科卒	1-7	149,200
歯科技工士	短 大 卒	1-11	156,000
	高 校 卒	1-1	140,300
あん摩マッサージ 指 圧 師 は り 師 き ゅ う 師 柔 道 整 復 師	短 大 3 卒	1-17	167,000
	短 大 2 卒	1-11	156,000
	高 校 卒	1-1	140,300
そ の 他	高 校 卒	1-1	140,300

(2) 級別職務区分表

1 行政職給料表

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁	2 級から 10 級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3 級から 10 級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主任 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 主任主査	総括課長 特命参事 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 出納指導 監 課長	総括課長 特命参事 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 出納指導 監 課長	副部長 副室長 副局長 室長 局長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 道路都市 担当技監 河川港湾 担当技監 復興担当 技監 首席調査監 首席 I L C 推進監 参事 技術参事	会計管理 者 部長 秘書広報 室長 国体・障が い者スポ ーツ大会 局長 理事 技監	企画理事 復興局長
	広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 ダム管理 事務所長 ダム建設 事務所次 長 林務出張 所長 主任主査	部長(盛岡 を除く。) 特命参事 室長 企画推進 課長 産業振興 課長(盛岡 に限る。) 管理主幹	部長(盛岡 を除く。) 特命参事 室長 企画推進 課長 産業振興 課長(盛岡 に限る。) 管理主幹	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
							総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。)  林業振興 課長(盛岡 に限る。)  農政調整 課長  農林調整 課長  水産調整 課長  副部長  用地課長 (盛岡及 び花巻土 木センタ ーに限 る。)  調整課長  センター 所長  センター 副所長  ダム建設 事務所長	総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。)  林業振興 課長(盛岡 に限る。)  農政調整 課長  農林調整 課長  水産調整 課長  副部長  用地課長 (盛岡及 び花巻土 木センタ ーに限 る。)  調整課長  センター 所長  センター 副所長  ダム建設 事務所長			
広域 振興 局以 外の 出先 機関	東京事務所					副部長	部長	部長	所長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学 技術研究 センター					副所長			所長		
	環境保健 研究セン ター					企画情報 部長	副所長	副所長	所長		
	県民生活 センター					次長	所長	所長			

保健所
福祉総合 相談センター
児童相談 所
高等看護 学院
精神保健 福祉センター
杜陵学園
大阪事務 所
名古屋事 務所
福岡事務 所
産業技術 短期大学 校
高等技術 専門校
病虫害防 除所
家畜保健 衛生所
漁業取締 事務所
生物工学 研究所

	課長	副所長(奥 州に限る。) 次長	副 所 長 (奥州に 限る。) 次長	副所長(県 央に限 る。)			
		課長	部長	部長	所長		
		次長 課長	所長	所長			
		次長					
		園長補佐	園長	園長			
	次長	次長	所長	所長			
		次長	所長	所長			
	次長	次長	所長	所長			
講師	講師	事務局次長 助教授	事務局長 教育部長 教授	事務局長 教育部長 教授	副校長		
科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
		次長	所長	所長			
		次長					
機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
			所長	所長			

農業研究センター
林業技術センター
水産技術センター
内水面水産技術センター
農業大学校
農業改良普及センター
北上川上流流域下水道事務所
花巻空港事務所
専門職員

		課長	病虫害防除部長 畜産研究所次長	病虫害防除部長 畜産研究所次長			
		企画総務部長 研修部長	副所長	副所長			
機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
講師	講師	助教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	校長		
		普及課長 普及サブセンター所長	所長 副所長	所長 副所長	所長(中央に限る。)		
		課長	所長	所長			
		次長	所長	所長			
主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	主任主査					
主任主事 主任技師	副主任 技術副主任	副主任 技術副主任	主幹 技術主幹				
	上席特別 税務調査員 上席通信 技師 上席消防	上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	首席特別 税務調査 員				

	教官						
主査通信技師	主査通信技師						
主任通信技師							
主査消防教官	主査消防教官						
主任消防教官							
	上席社会福祉主事	上席社会福祉主事					
	上席障がい者福祉司	上席障がい者福祉司					
	上席児童福祉司	上席児童福祉司					
	上席相談調査員	上席相談調査員					
	上席児童心理司	上席児童心理司					
	上席心理判定員	上席心理判定員					
	上席児童指導員	上席児童指導員	首席児童指導員				
	上席職業指導員	上席職業指導員					
	上席生活指導員	上席生活指導員					
	上席保育士	上席保育士					
	上席児童自立支援専門員	上席児童自立支援専門員					

主査社会 福祉主事	主査社会 福祉主事
主任社会 福祉主事	
主査障が い者福祉 司	主査障が い者福祉 司
主任障が い者福祉 司	
主査児童 福祉司	主査児童 福祉司
主任児童 福祉司	
主査相談 調査員	主査相談 調査員
主任相談 調査員	
主査児童 心理司	主査児童 心理司
主任児童 心理司	
主査心理 判定員	主査心理 判定員
主任心理 判定員	
主査児童 指導員	主査児童 指導員
主任児童 指導員	
主査職業 指導員	主査職業 指導員
主任職業 指導員	
主査生活 指導員	主査生活 指導員
主任生活 指導員	
主査保育 士	主査保育 士
主任保育 士	

	主查兒童 自立支援 專門員  主任兒童 自立支援 專門員						
	主查技術 指導員  主任技術 指導員	上席技術 指導員  主查技術 指導員	上席技術指 導員	首席技術 指導員			
	主查農業 普及員  主任農業 普及員  主查林業 普及指導 員  主任林業 普及指導 員	上席農業 普及員  上席林業 普及指導 員  上席水產 業普及指 導員  上席航海 士  上席機関 士  上席通信 士  主查農業 普及員  主查林業 普及指導 員	上席農業普 及員  上席林業普 及指導員  上席水產業 普及指導員  上席航海士  上席機関士  上席通信士	首席林業 普及指導 員  首席水產 業普及指 導員			

			主査水産業普及指導員	主査水産業普及指導員					
			主任水産業普及指導員						
			主査航海士	主査航海士					
			主任航海士						
			主査機関士	主査機関士					
			主任機関士						
			主査通信士	主査通信士					
			主任通信士						
				上席建築専門員	上席建築専門員				
			主査建築専門員	主査建築専門員					
議会の事務局			主査主任主任主事	主任主査副主任主査主査	担当課長主任主査副主任幹	総括課長課長主幹	総括課長課長	次長参事	事務局長

教育委員の事務局等	本庁		文化財専門員（主任相当、主査相当） スポーツ医・科学専門員（主任相当、主査相当） 保健体育主事主査主任 主任行政専門員	上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主任 技術副主任 文化財専門員（主査相当） スポーツ医・科学専門員（主査相当） 保健体育主事主査	担当課長 特命課長 上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主任 技術副主任	総括課長 特命参事 課長 主幹 技術主幹	総括課長 特命参事 課長	教育次長 室長 参事		
	出先機関	教育事務所	主査主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	企画総務課長 主任主査 副主任	所長 企画総務課長（盛岡に限る。） 主幹	所長 企画総務課長（盛岡に限る。）	所長（盛岡に限る。）		
	教育機関	総合教育センター	主査主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	主任主査 副主任	総務部長 主幹	総務部長			
		生涯学習推進センター	主査主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	総務部長 主任主査 副主任	主幹				
		図書館	主査主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	主任主査 副主任	副館長 主幹	副館長			

埋蔵文化財センター	県立学校	文化財専門員（主任相当、主査相当）	上席文化財専門員 文化財専門員（主査相当）	上席文化財専門員	所長 副所長	所長 副所長				
		主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士	事務長（6級及び7級の欄に掲げられている事務長を除く。） 船長 漁撈長 機関長 主任主査 副主任主査	高等学校又は特別支援学校の事務長（盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡となん支援及び花巻清風支援に限る。） 主幹	高等学校又は特別支援学校の事務長（盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡となん支援及び花巻清風支援に限る。）				
		事務主任 主任行政専門員	事務主査	主任事務主査						
市町村立小中学校		主任主事 主任技師								

警察	本部等	本部
		警察学校
	警察署	
選挙管理委員会事務局		

係長 主査	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバー犯罪対策室長 自動車運転免許試験場長 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバー犯罪対策室長 自動車運転免許試験場長 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	参事		
係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			
係長 主査 船長 機関長	課長 係長 船長 機関長	課長					
主任主事 主任技師	副主幹	副主幹	主幹				
主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長			

監査委員の事務局			主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長		
人事委員の事務局			主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
労働委員の事務局			主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	総括課長	総括課長	事務局長		
収用委員の事務局			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	事務局長	事務局長			
海漁調整委員の事務局			主査 主任	主任主査 技術副主任 主査	事務局次長 主任主査 技術副主任	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。
- 4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2. 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	本部	巡査	巡査(巡査長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(次長、地域調査官、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、監察官、留置管理官、安全・安心まちづくり推進室長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)
	警察学校						警視			警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)	警視(署長及び副署長に限る。)	警視(岩手、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。)	警視(盛岡東、盛岡西、紫波及び花巻の署長に限る。)

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

### 3 教育職給料表(1)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級		
知事の事務 部局	広域振興局以 外の出先機関	産業技術短期大 学校	技術指導員	講師 技術指導員	助教授	助教授	教授	
		農業大学校	技師 行政専門員	講師 技師 行政専門員	助教授	助教授	教授	
教育委員会 の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事 補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主 事 首席経営指 導主事 首席社会教 育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事 補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席経営指 導主事 首席社会教 育主事	
	教育機関	総合教育センタ ー	研修助手		研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導 主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部 長
		生涯学習推進セ ンター			社会教育主事 社会教育主事 補		生涯学習部長 主任社会教育 主事	所長 首席社会教 育主事
		図書館						館長
		博物館			社会教育主事 社会教育主事 補			
		美術館			社会教育主事 社会教育主事 補			
		埋蔵文化財セン ター			社会教育主事 社会教育主事 補			

区		分	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師  助教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舍指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師（任用の 期限を付さな いものに限 る。） 実習助手 寄宿舍指導員	指導教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長
警察	本部等	警察学校				副校長	

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
		中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る)		副校長 教頭	校長
	市町村立小中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	

- 備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。
- 2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務 部局	本庁	2級から5級 までの欄に掲 げる職以外の 職					
	広域振興局以 外の出先機関		先端科学技術 研究センター				
			環境保健研究 センター		部長	副所長	
			生物工学研究 所				
			農業研究セン ター		室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次 長	所長 副所長 畜産研究所長
			林業技術セン ター		部長	副所長	所長
			水産技術セン ター		部長	副所長	所長
	内水面水産技 術センター					所長	所長
	専門職員	主査専門研究 員 主任専門研究 員 専門研究員	上席専門研究 員 主査専門研究 員 主任専門研究 員	首席専門研究 員			
教育委員会 の事務局等	本庁	主任専門学芸 員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査 員	上席専門学芸 員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸 員 主任専門学芸 調査員				
	教育機関	博物館	主任専門学芸 員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員  専門学芸調査 員	上席専門学芸 員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸 員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸 員 首席専門学芸 調査員		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	美術館		主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸調査員	
警察	本部		主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官	

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁	医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長	
	広域振興局		課長 医務主幹 医師 歯科医師	保健福祉環境技 監 部長 課長 医務主幹	保健福祉環境技 監 部長	
広域振興局以外の 出先機関	環境保健研究セ ンター				首席専門研究員	首席専門研究員
	保健所		課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長	
	福祉総合相談セ ンター		医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長	
	精神保健福祉セ ンター		医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長	

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師						
	広域振興局	臨床検査技師	獣医師	主査	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	保健福祉室長	
		栄養士	診療放射線技師						
	広域振興局以外の出先機関	食肉衛生検査所	臨床検査技師	臨床検査技師			課長	所長	所長
		保健所	学校栄養職員	栄養士					
			衛生検査技師	学校栄養職員			課長	次長	次長
		福祉総合相談センター	理学療法士	衛生検査技師					
		精神保健福祉センター	作業療法士	理学療法士					
	家畜保健衛生所	理療士	理学療法士	作業療法士			課長 次長	所長(中央を除く) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)
		言語聴覚士	作業療法士	理療士 言語聴覚士					
				主査	主査	主任主査 主査			
							主幹		
	専門職員					上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士 主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
				主査診療放射線技師	主査診療放射線技師	主査診療放射線技師		
				主任診療放射線技師	主任診療放射線技師			
				主査臨床検査技師	主査臨床検査技師	主査臨床検査技師		
				主任臨床検査技師	主任臨床検査技師			
				主査栄養士	主査栄養士	主査栄養士		
				主任栄養士	主任栄養士			
				主査衛生検査技師	主査衛生検査技師	主査衛生検査技師		
				主任衛生検査技師	主任衛生検査技師			
				主査理学療法士	主査理学療法士	主査理学療法士		
				主任理学療法士	主任理学療法士			
				主査作業療法士	主査作業療法士	主査作業療法士		
				主任作業療法士	主任作業療法士			
				主査理療士	主査理療士	主査理療士		
				主任理療士	主任理療士			
				主査言語聴覚士	主査言語聴覚士	主査言語聴覚士		
				主任言語聴覚士	主任言語聴覚士			
				薬剤師				
				獣医師				
				診療放射線技師				
				臨床検査技師				
				栄養士				

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
					衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士				
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士			
		市町村立小中学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員			

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区		分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
知事の事務 部局	本庁		准看護師	保健師 看護師 看護教員 准看護師	保健師			
	広域振興局				主査 保健師 看護師	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室 長
	広域振興局以 外の出先機関	保健所			保健師 看護師		課長	
		福祉総合相 談センター						
		児童相談所						
		高等看護学 院			科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任	
		精神保健福 祉センター			保健師			
					主査	主査	主任主査 主査	
								主幹
		専門職員					主査保健師 主任保健師 主査看護教 員 主任看護教 員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教 員 主任看護教 員 主査看護師 主任看護師
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課		保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	上席保健師 主査保健師	
警察	本部	警務部厚生 課		保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	上席保健師 主査保健師	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決

定するものとする。

- 2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める

(3) 給料の特別調整額  
 給料の特別調整額に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号)  
 別表第 1 (第 2 条関係)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事 務 部 局	本庁	企 画 理 事 復 興 局 長 会 計 管 理 者 部 長 秘 書 広 報 室 長 国 体 ・ 障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 長	副 部 長 副 室 長 副 局 長 室 長 首 席 調 査 監 首 席 I L C 推 進 監 局 長 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 都 市 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 復 興 担 当 技 監 理 事 技 監	参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る。)	総 括 課 長 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ 一 所 長 政 策 監 調 整 監 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 出 納 指 導 監 特 命 参 事	報 道 監 防 災 危 機 管 理 監 課 長	担 当 課 長
	広域振 興局	局 長	副 局 長 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	県 税 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長 水 産 部 長 (県 北 に 限 る。) 特 命 参 事 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 管 理 用 地 室 長	県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 産 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 (総 務 セ ン タ ー を 除 く。)) に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 調 整 課 長 副 部 長 用 地 課 長 (盛 岡	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				道路河川室長 建築住宅室長 センター所長 (千厩土木センターを除く。)	及び花巻土木センターに限る。) 調 整 課 長 センター所長 (千厩土木センターに限る。) センター副所長 林 務 室 長 ダム建設事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関		東京事務所長 先端科学技術研究センター所長 環境保健研究センター所長 保健所長(県央に限る。) 保健所副所長(県央に限る。) 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校副校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長 農業改良普及センター所長(中央に限る。)	保健所長(奥州に限る。) 保健所副所長(奥州に限る。) 家畜保健衛生所長(中央に限る。) 農業研究センター副所長 農業研究センター畜産研究所長	東京事務所の部長 消防学校長 食肉衛生検査所長 環境保健研究センター副所長 県民生活センター所長 保健所長(県央及び奥州を除く。) 保健所次長(奥州を除く。) 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学校事務局長 産業技術短期大学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長	保健所次長(奥州に限る。) 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					家畜保健衛生所 長 家畜保健衛生所 次長（中央に限 る。） 漁業取締事務所 長 生物工学研究所 長 農業研究センタ ーの部長 農業研究センタ ー畜産研究所次 長 農業研究センタ ー県北農業研究 所長 林業技術センタ ー副所長 水産技術センタ ー副所長 内水面水産技術 センター所長 農業大学校副校 長 農業大学校事務 局長 農業大学校教育 部長 農業改良普及セ ンター所長 農業改良普及セ ンター副所長 北上川上流流域 下水道事務所長 花巻空港事務所 長		
議 会 の 事 務 局		事 務 局 長	次 長	参 事	総 括 課 長	課 長	担 当 課 長
教 育 委 員 会 の 事 務 局 等	本 庁		教 育 次 長  室 長	参 事  総 括 課 長（教 職 員 課 に 限 る。）	総 括 課 長  特 命 参 事	課 長	担 当 課 長

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	出先機関		教育事務所長 (盛岡に限る。)		教育事務所長 教育事務所企画 総務課長(盛岡 に限る。)	教育事務所教務 課長(盛岡に限 る。)	
	教育機関		総合教育センタ ー所長 図書館長		生涯学習推進セ ンター所長 図書館副館長 埋蔵文化財セン ター所長	総合教育センタ ーの部長 埋蔵文化財セン ター副所長	
	県立学校					校長 高等学校又は特 別支援学校の事 務長(盛岡第一、 盛岡農業、盛岡 工業、盛岡商業 及び盛岡となん 支援に限る。)	副校長 教頭 高等学校又は特 別支援学校の事 務長(不来方、 杜陵、黒沢尻工 業、水沢、一関 第一、大船渡、 釜石、宮古、宮 古水産、福岡、 盛岡視覚支援、 盛岡聴覚支援及 び花巻清風支援 に限る。) 船長
警察	本部等	部長 警察学校長 参事官(首席監 察官、警務課長、 生活安全企画課 長、刑事企画課 長、交通企画課 長又は公安課長 を兼ねる参事官 に限る。)	参事官 参事 課長(監察課長 に限る。)	課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所 長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警 察隊長 機動隊長 検視官室長(警 視である検視官 室長に限る。)	公安委員会補佐 室長 取調べ監督業務 推進室長 警務調査官 人事調査官 企画室長 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設調査官 指導監査室長 災害復興推進室 長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まち づくり推進室長		

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						生活安全調査官 人身安全対策室長 地域実務指導室長 地域調査官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバー犯罪対策室長 刑事指導官 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官 交通聴聞官 自動車運転免許試験場長 高速道路交通調査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ対策室長 警備管理官 災害対策室長 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、紫波及び花巻に限る。）	署長（岩手、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官	
	選挙管理委員会				書記長		

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
監査委員の事務局			事務局長		総括課長		
人事委員の事務局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働委員の事務局			事務局長		総括課長		
収用委員の事務局					事務局長		
海区漁業調整委員の事務局					事務局長		

- 備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。
- 2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

## ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあっては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあっては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

## イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

## ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあっては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあっては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあっては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにおいて 53,500 円

## エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

## オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

## カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のオ医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあっては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
	6 種	51,600 円
2 級	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会  
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員  
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

## (4) 職員の昇格実施基準

(平成26年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～	4～	役職5年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	3-45(12) 1～	4～ 2～	役職2年以上 大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～ 4-33(12)	5～ 5～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上
		3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2-25(12) 2～	3～ 3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
	診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上
医療職 (3)	主査・科主任・主査保健師等	4～ 3～ 3-49(12)	5～ 4～ 4～	在級1年以上 役職2年以上
	主任保健師等	3～ 3-49(12)	4～ 4～	役職2年以上
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(平成26年4月1日現在))

組	織	職 員
議会事務局		事務局次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 地域振興室長 科学I L C推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 医師支援推進監 出納指導監 課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 給与人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹センター所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	所長 部長
	消防学校	校長
	先端科学技術研究センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	所長
	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長
	県民生活センター	所長
	保健所	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長
	児童相談所	所長 総務課長
	高等看護学院	学院長 事務長
	精神保健福祉センター	所長
	杜陵学園	園長
	大阪事務所	所長
	名古屋事務所	所長
	福岡事務所	所長
	産業技術短期大学校	副校長 事務局長 教育部長
	高等技術専門校	校長
	病虫害防除所	所長
	家畜保健衛生所	所長
	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷺の船長
	生物工学研究所	所長

組		織	職	員
		農業研究センター	所長 副所長	畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長
		林業技術センター	所長 副所長	企画総務部長
		水産技術センター	所長 副所長	総務部長 岩手丸及び北上丸の船長
		内水面水産技術センター	所長	
		農業大学校	校長 副校長	事務局長 教育部長
		農業改良普及センター	所長 副所長	普及サブセンター所長
		北上川上流流域下水道事務所	所長	総務課長
		花巻空港事務所	所長	
教育委員会の事務局等	事務局	本庁	教育長 教育次長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
	教育機関	総合教育センター	所長	総務部長
		生涯学習推進センター	所長	
		図書館	館長 副館長	
		中学校	校長 副校長	教頭 事務長
		高等学校	校長 副校長	事務長 りあす丸及び翔洋の船長
		特別支援学校	校長 副校長	事務長
	幼稚園	園長	教頭	
	選挙管理委員会事務局		書記長	
	監査委員事務局		事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
	人事委員会事務局		事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
	労働委員会事務局		事務局長 総括課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
	収用委員会事務局		事務局長	
	海区漁業調整委員会事務局		事務局長	

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(平成26年1月1日現在))

別表第1 市町村(第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長(秘書室、きれいなまち推進室及び子育て支援室の室長に限る。) 総務課の主査(人事、給与、服務、職員団体及び法規審査の事務を担当 する者に限る。) 企画課の副主幹(秘書の事務を担当する者に限 る。) 財政課の副主幹及び主査(予算及び庁舎管理の事務を担当する 者に限る。)
	福祉事務所	所長
	総合事務所	所長 課長
	保育所	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
	保健センター	所長(宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育部長 課長 総務課の副主幹
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(大船渡魚市場建設 推進室の次長に限る。) 秘書広聴課の課長補佐及び秘書係長 総務課 の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。) 及び人 事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。) 及び財 政係長
	市民文化会館	館長
	福祉事務所	所長
	三陸支所	支所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	本庁	教育長 教育次長 課長 生涯学習課の課長補佐(人事、給与及び服務 の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	館長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長(国際交流室の室長に限る。) 所長 (市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐(法 規の事務を担当する者に限る。) 及び法規文書係長 人事課の課長補 佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策 課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長 補佐及び財政係長
	総合支所	支所長 課長
	清掃センター	所長
	保健センター	所長
	華の苑	事務長
	事務局	教育長 部長 課長 教育企画課の課長補佐
教育委員会の 事務局等	博物館	副館長
	保育園	園長(西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長

組 織		職 員
教育委員会の事務局等	学校給食センター	所長（花巻学校給食センター、南城学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。）
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

#### 4 北上市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 財政課の課長補佐、財政係長及び管財係長
	事務局	教育長 教育部長 課長 総務課の課長補佐
教育委員会の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	保育園	園長
	学校給食センター	所長（中央学校給食センター及び北部学校給食センターの所長に限る。）
	中央図書館	館長
	埋蔵文化財センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

#### 5 久慈市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の総括主査 財政課の総括主査 政策推進課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。）
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

#### 6 遠野市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	市民センター	所長 課長
	支所	支所長 課長
	清養園クリーンセンター	所長
	子育て総合支援センター	所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育部長 担当部長 課長 教務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務部 局	本庁	部長 参事 技監 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 監 秘書室の室長補佐及び秘書主任主査 職員課の課長補佐（人事給与の事務を担当する者に限る。）及び人事給与係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、行革推進係長及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長
	保育園	園長（八幡町保育園、あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
こども園	園長（藤沢こども園の園長に限る。）	
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 部長 部次長 課長 監 教育総務課の庶務係長 学校教育課の課長補佐（人事の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	次長
	学校給食センター	所長（一関西部学校給食センターの所長に限る。）
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長（矢作保育所の所長を除く。）
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 副室長 危機管理監 技監 会計管理者 部次長 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センター及び仮設住宅運営センターの所長に限る。） 室長（世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室、リーディング事業推進室及び廃棄物対策室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 10 二戸市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長 事務局次長	
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長	課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の主査 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
	総合支所	支所長 課長	
	福祉事務所	所長	
	診療所	所長 事務長	
	保育所	所長	
	保育園	園長	
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 部長 課長 副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
選挙管理委員会の事務局		書記長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

## 11 八幡平市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長	
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 市長公室の室長補佐、秘書広報係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長	
	総合支所	総合支所長 課長	
	福祉事務所	所長	
	病院	病院長 副院長 科長 事務局長 看護師長	
	診療所	所長 事務長	
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
	学校給食センター	所長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

## 12 奥州市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長 事務局次長	
市長の事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室及び国体推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐	
	総合支所	総合支所長 課長	
	福祉事務所	所長	
	病院（まごころ病院に限る。）	院長 副院長 科長 事務長	
	診療所	所長 事務長	
	歯科診療所	所長	
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育部長 課長 教育総務課の課長補佐	
	支所	支所長	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
	幼稚園	園長（佐倉河幼稚園の園長に限る。）	
	保育所	所長（前沢保育所の所長に限る。）	
選挙管理委員会の事務局		事務局長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

## 13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 保健師長 総務課の主査（人事、給与、サービス、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 企画財政課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）
	診療所	所長 副所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の室長
	病院	病院長 理事 副院長 科長 事務局長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長（葛巻保育園の園長に限る。）
農業委員会の事務局		事務局長

## 16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の主幹（人事、給与、サービス又は予算の事務を担当する者に限る。） 所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

## 17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長（総務文書室、職員管財室及び政策調整室の室長に限る。）
	情報交流館	事務局長
	保育所	所長（佐比内保育所の所長を除く。）
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐及び職員係長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食共同調理場	所長 次長
農業委員会の事務局		事務局長

## 19 西和賀町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 総務課の庶務・財政グループリーダー
	病院	病院長 副院長 外科医長 歯科医長 総括看護師長 事務長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 20 金ヶ崎町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総合政策課の課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
	保健医療センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

## 21 平泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 22 住田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 23 大槌町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 局長 課長 室長（出納室及び被災者支援室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 部長 教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長

組 織	職 員
監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局	事務局長

24 山田町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部 局	本庁 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
教育委員会の 事務局等	事務局 教育長 教育次長 課長 小学校及び中学校 校長 副校長

25 岩泉町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部 局	本庁 会計管理者 課長 総務課の総括室長 保育園 園長（いわいずみこども園の園長に限る。） 歯科診療所 所長
教育委員会の 事務局等	事務局 教育長 教育次長 小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

26 田野畑村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部 局	本庁 会計管理者 参事 課長 診療所 所長 事務長 歯科診療所 所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局 教育長 教育次長 小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

27 普代村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部 局	本庁 会計管理者 課長 診療所 所長 事務長 歯科診療所 所長
教育委員会の 事務局等	事務局 教育長 教育次長 小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

28 軽米町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部 局	本庁 会計管理者 課長 保育園 園長（軽米保育園及び小軽米保育園の園長に限る。） 健康ふれあいセンター 所長
教育委員会の 事務局等	事務局 教育長 教育次長 担当主幹 小学校及び中学校 校長 副校長 幼稚園 園長
選挙管理委員会の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

29 野田村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部 局	会計管理者 課長 室長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 外科医長 内科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 課長
	事務所	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 総務課の課長補佐
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 室長 所長

4 盛岡北部行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

5 紫波、稗貫衛生処理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 場長 場長心得

6 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

7 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 所長

8 岩手県競馬組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 部長

9 岩手県沿岸知的障害児施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 次長

10 大船渡地区環境衛生組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

11 釜石大槌地区行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長

12 宮古地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長

13 岩手県自治会館管理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 会計管理者

14 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事業所長

15 岩手中部広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

16 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 清掃センター所長

17 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

18 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

19 岩手北部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長

20 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

## (6) 登録職員団体一覧

平成25年3月31日現在

登録 番号	登録年月日	職員団体名	法人格 の有無	代表者	組合 員数
1	S41. 10. 12	岩手県教職員組合	有	豊巻浩也	3,864
2	S41. 10. 11	岩手県高等学校教職員組合	有	上田高	3,120
3	S41. 10. 11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	菅野啓	256
4	S41. 10. 11	岩手県立学校事務職員組合	有	金澤信行	137
11	S41. 10. 29	矢巾町職員労働組合	有	浅沼亨	166
14	S41. 12. 14	滝沢村職員組合	有	井上久	204
15	S41. 12. 15	岩手県職員労働組合	有	平中清人	2,070
16	S41. 12. 15	紫波町職員労働組合	有	橋本豊	153
18	S42. 1. 17	釜石市職員労働組合		伊東洋一	324
19	S42. 1. 24	大船渡市役所職員組合		佐藤力也	352
20	S42. 2. 10	陸前高田市職員労働組合	有	千葉達	100
23	S41. 10. 8	金ヶ崎町職員労働組合		高橋文浩	130
35	S45. 2. 24	田野畑村職員組合		久保豊	61
36	S45. 5. 6	軽米町役場職員労働組合	有	杉浦直行	167
41	S46. 2. 9	普代村職員組合		松葉義人	45
42	S48. 5. 8	住田町職員組合		佐藤修	88
44	S54. 7. 4	岩手県競馬組合職員組合		遠藤悟	11
45	S55. 7. 23	宮古地区広域行政職員労働組合		坂下雄一	32
48	H3. 12. 19	北上市職員労働組合		平野明紀	573
51	H12. 9. 22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		高橋一義	27
54	H17. 8. 8	宮古市職員労働組合		花輪政文	498
55	H17. 11. 25	遠野市職員労働組合		佐藤浩彦	198
56	H17. 12. 22	一関市職員労働組合	有	小野寺栄悦	971
57	H18. 3. 3	自治労奥州市職員労働組合		菊池要助	239
58	H18. 3. 3	自治労西和賀町職員労働組合		菊池輝昌	53
59	H18. 5. 9	自治労連西和賀町職員組合		泉川道浩	112
60	H18. 6. 20	奥州市職員労働組合	有	岩崎郁郎	612
61	H19. 3. 14	久慈市職員労働組合		勝田光	300
62	H19. 3. 27	二戸市職員労働組合		戸来亨	234
63	H20. 8. 28	八幡平市職員組合	有	多田和雄	224
64	H21. 3. 12	平泉町職員組合		阿部純	102
65	H23. 3. 16	自治労八幡平市職員労働組合		東本茂樹	87
66	H24. 3. 19	花巻市職員労働組合	有	佐藤秀作	716
計		33団体			

## (7) 号別区分表

(平成26年3月31日付人委職第278号岩手県人事委員会委員長通知(平成26年4月1日施行))

## 1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門学校[3] 生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校に含む。)[64] 特別支援学校(分校は本校に含む。)[13] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 警察学校	101
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室及びダム建設事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病虫害防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。) 機動捜査隊 運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[17] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	76
			177

## 2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	ダム建設事務所[2] 流域下水道事務所	3
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター ○野外活動センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			91

注1 [ ]内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

## (8) 市町村等公平事務委託状況一覧

(平成26年4月1日現在)

区分	受託市町村等	公平委員会
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	盛岡市 13
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 紫波・稗貫衛生処理組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 岩手県沿岸知的障害児施設組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 岩手北部広域環境組合 滝沢・雫石環境組合	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 22
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3
計	13市 15町 4村 22一部事務組合 3広域連合	57 1市 2組合 3

注1) 平成25年度の公平事務委託経常費（一般経常費）の総額は、2,396千円である。

注2) 平成20年度から経常費負担額の見直しを行い、公平審査分人件費（審査負担金）を除く経常費（一般経常費）負担総額を2,400千円とし、この額を団体規模に関係なく請求する均等割（一律10,000円）及び委託市町村の職員規模に応じて按分される職員数割により算出し、請求する方式とした。また、公平審査事案が発生した団体においては、審査負担金として1件当たり200,000円を経常費に加算して請求することとした。